

新基本計画（検討案）

第 2 分科会

—街づくり・産業・環境分野—

〔 目 次 〕

政策 8	地域街づくり.....	1
政策 9	防災・生活安全.....	1 1
政策 10	交通.....	2 3
政策 11	公園・水辺.....	3 1
政策 12	環境.....	3 7
政策 13	産業.....	5 1
政策 14	観光・文化.....	6 1
政策 15	地域活動.....	6 9
(参考	—健康・福祉分野—)	
政策 1	人権・平和・多様性.....	7 5

政策 8 地域街づくり

地域の特性を活かした魅力あふれるまちづくりを進めます

1 政策目的

計画的な土地利用を図りながら、それぞれの地域の特性を活かした街づくりを進めることで、地域の人々の発意による活力に満ちた個性豊かなまちをつくとともに、区内外から多くの人々が集い・憩える都市機能集積拠点や、区民生活に根差した地域密着型の拠点が整備された、にぎわいある魅力的なまちにします。

また、良好な都市景観を形成しつつ、良質な住宅や住環境を整備し、多様な世代が快適に暮らし続けられるようにします。

2 施策の体系

政策 8 地域街づくり	
施策 1	計画的な土地利用の推進
	【計画】区民との協働による街づくりの推進
施策 2	駅周辺拠点の形成
	【計画】新小岩駅周辺開発事業
新規	【計画】新小岩駅周辺開発事業と連動した公共公益施設の整備
	【計画】金町駅周辺の街づくり
	【計画】金町駅周辺の街づくりと連動した公共公益施設の整備
	【計画】立石駅周辺地区再開発事業
	【計画】立石駅周辺地区再開発事業と連動した公共公益施設の整備
	【計画】高砂駅周辺の街づくり
	【計画】四ツ木駅周辺の街づくり
施策 3	地域の街づくり
	【計画】青戸六・七丁目地区の街づくり
施策 4	良好な住環境づくり
	【計画】空家等対策
	【計画】細街路拡幅整備事業

このページは空白です

施策1 計画的な土地利用の推進

計画的な土地利用を進め、建築物等が地域と調和するようにします

1 施策を取り巻く現状と課題

- 本区では、平成23年度に策定した葛飾区都市計画マスタープラン¹（以下「区マスタープラン」という。）に基づき、立石駅や金町駅などの駅周辺部における拠点の形成、東四つ木や東立石などの密集市街地の整備等に取り組み、都市機能の更新や住環境の改善が進んでいます。区マスタープランについては、策定後約10年が経過し、この間の社会経済情勢の変化等を踏まえた見直しを行う必要があります。
- 本区では、「震災復興まちづくり模擬訓練²」を実施し、街づくりに対する区民意識の高揚に努めています。今後この模擬訓練について、自治町会会員の高齢化や会員数の減少等に対応できるよう、各地区の実情に合わせた効果的な実施手法を検討する必要があります。
- 「葛飾柴又の文化的景観保存計画³」に挙げられた柴又の魅力ある風景・景観を将来にわたり守っていくため、平成29年度に柴又地域景観地区を都市計画決定し、葛飾区景観地区条例を制定しました。今後も、区内外の多くの人々から住んでみたい・住み続けたいと思われるまちづくりを実現するため、計画的な土地利用や良好な住環境の確保、良好な景観の保全・整備に取り組む必要があります。

¹ 都市計画法（第18条の2）に定められている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」。区政の上位計画である「葛飾区基本構想」や東京都が広域的な観点から定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」に即し、区がその創意工夫の下に、住民の意見を反映して、都市の将来のあるべき姿や都市づくりの方向性を定めるもの

² 復興の主体となる住民・行政が、被害を想定して復興過程を模擬体験し、震災前に地域にあわせた復興まちづくりの進め方と計画づくりを考え、復興の手順や復興まちづくり計画等のとりまとめを実施

³ 柴又地域文化的景観の価値や魅力を解説するとともに、その保存方針を示したもの

2 施策の方向性

- 区マスタープランについて、本区の少子高齢化の進展、将来の人口減少をはじめとする社会経済情勢の変化及び区の基本構想、都の都市計画区域マスタープランの改定や関連する街づくり事業の進捗状況等を踏まえ、令和3年度より改定に着手します。
- 震災復興まちづくり模擬訓練に参加しやすいプログラムの導入やあらゆる世代の訓練参加を促すなど、街づくりに対する区民の協働意識を、より一層高めるための取組を推進します。
- 地区計画⁴等を活用し、各地域の特性や実情を活かした街づくり、良好な住環境の確保等に取り組みます。

3 計画事業

- 区民との協働による街づくりの推進

⁴ 住民の身近な地区で、その地区の将来に向けての街づくりの目標や方針を定めるとともに、地区内で建物を建築したり、開発を行う場合に守らなくてはならない地区独自の制限を都市計画法に基づいて定め、その地区の特性に応じたきめ細かい街づくりを進めていく制度

施策2 駅周辺拠点の形成

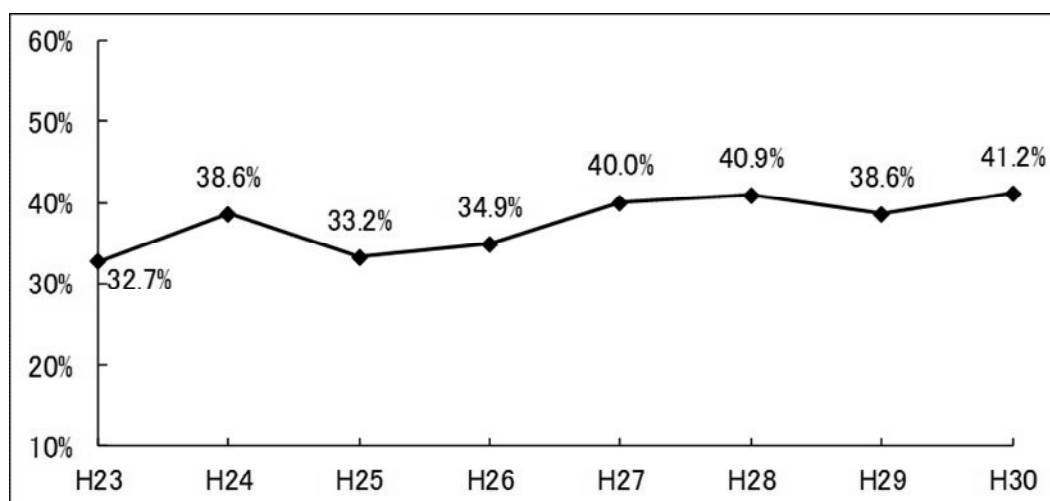
駅周辺を、住み、働き、憩う、にぎわいのある拠点とします

1 施策を取り巻く現状と課題

- 新小岩駅や金町駅などをはじめとする駅周辺部を対象に、複合的な都市機能の集積や交通結節機能の強化、回遊性の向上等に取り組んでいます。今後も、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、利便性の高い駅前に、より多くの区民が安全・安心して住み、働き、憩うことのできる住宅や商業施設等の整備、公共サービスの充実など、各駅の特性に応じた集約的な土地利用を誘導する必要があります。
- 本区が都市としてのさらなる持続可能性を確保するためには、ハード面での整備だけではなく、エリアマネジメント⁵のようなソフト面での仕組みを区民・事業者等が積極的に活用できる環境を整えていく必要があります。
- 駅前広場や区画道路等の整備による交通結節機能の強化や回遊性を向上させることで、各種都市機能が集積する拠点の形成に向け、地域住民の理解と協力を促しながら、行政がリーダーシップを発揮し、各種の事業を進めていくことが必要です。
- JR金町駅の乗降客数や理科大学通りの歩行者交通量は増加傾向にあります。今後、新宿六丁目や東金町一丁目西地区などの開発により、乗降客数や歩行者交通量がますます増加していくと考えられるため、JR金町駅の駅舎改良や理科大学通りの歩道拡幅が必要です。
- 新小岩駅の乗降客数や新小岩地域の人口は増加傾向が続いており、駅周辺の自転車駐車場の収容台数が不足している状況です。

図表 区内の駅周辺が賑わいのある地域になっていると思う区民の割合

出典：葛飾区政策・施策マーケティング調査



⁵ 特定のエリアを単位に、民間が主体となって、まちづくりや地域経営（マネジメント）を積極的に行う取組

2 施策の方向性

- 新小岩駅、金町駅、亀有駅、京成高砂駅及び京成立石駅周辺の商業地は、本区の顔にふさわしい地区として、区内外からより多くの人々が集い、憩える、個性あふれる魅力と賑わいに満ちた広域的な都市機能集積拠点の形成を推進します。
- 各駅周辺で検討されている市街地再開発事業⁶等の進捗を踏まえながら、行政サービス施設の整備や新たな公共サービスの展開に向けた検討に取り組むとともに、駅前広場や区画道路等の交通基盤整備の実現に向け、地元権利者や関係機関等との協議・調整を図ります。
- 様々な地域活動を含めたエリアマネジメントにより、にぎわいのある持続可能な街づくりが行われるようにします。そのための仕組みづくりや地元組織への啓発等により組織化の支援を行うなど、区民・事業者・区が一体となった協働の街づくりを推進します。
- 四ツ木駅周辺では、交通利便性及び安全性・防災性の向上を図るとともに、地域住民の身近な生活拠点を形成するため、鉄道の連続立体化と駅前広場の整備と合わせた街づくりを推進します。
- JR金町駅では、駅舎改良に向けて、JR東日本との継続的な協議を行います。また、理科大学通りの歩道拡幅に向けて、地域周辺の一体的な交通基盤の整備方針・事業手法の検討、沿道地権者との具体的な意見交換等を引き続き実施します。
- 駅周辺における自転車駐車場の収容台数不足を解消するため、民間による開発事業等の機会を捉えた収容台数の確保に努めます。

3 計画事業

- 新小岩駅周辺開発事業
- 新小岩駅周辺開発事業と連動した公共公益施設の整備
- 金町駅周辺の街づくり
- 金町駅周辺の街づくりと連動した公共公益施設の整備
- 立石駅周辺地区再開発事業
- 立石駅周辺地区再開発事業と連動した公共公益施設の整備
- 高砂駅周辺の街づくり
- 四ツ木駅周辺の街づくり

⁶ 都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、都市再開発法に基づき、市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園、広場、街路等の公共施設の整備等を行うこと

施策3 地域の街づくり

地域特性や地域の実情を活かした街づくりを進めます

1 施策を取り巻く現状と課題

- 青戸六・七丁目地区では、地区計画等により、大規模工場跡地の土地利用転換や病院の建替えなどを適切に誘導しながら、道路・公園等の都市基盤整備を推進するとともに、駅と病院を結ぶバス路線の新設を支援するなど、良好な市街地環境の形成と防災性及び交通利便性の向上に資する街づくりに取り組んでいます。
- 新宿六丁目地区では、大規模工場跡地の街づくりに地区計画等を活用し、大学を核とした防災・環境面で質の高い街づくりを推進しています。
- 南水元地区では、土地区画整理事業によって脆弱な都市基盤が解消され、安全・快適かつ緑豊かな住環境が形成されています。
- 小菅一丁目地区では、東京拘置所の建替計画を契機として、住民の主体的な取組によって地区計画を策定し、その目標の達成に向け、住民と協働で街づくりを推進しています。
- 今後も引き続き、土地区画整理事業を施行すべき区域や防災上課題のある地域について、地域の特性や実情を活かした市街地形成を推進するため、それぞれの地域の実情に合った整備手法により、街の環境整備を推進する必要があります。

図表 地区計画の決定状況（平成31年4月1日現在）

出典：調整課資料（葛飾区の現況 令和元年度版）

名称	面積 (ha)	都市計画 決定
葛飾区環状7号線沿道地区計画	約 20.0	H9.1.4
新柴又駅周辺地区地区計画	約 2.1	H6.4.10
花の木通り沿道地区地区計画	約 1.2	H8.5.31
龜有駅東地区地区計画	約 6.0	H16.6.24
東新小菅一丁目地区地区計画	約 0.0	H16.10.14
さくら並木の連沿道地区地区計画	約 2.5	H16.11.5
新宿六丁目地区地区計画	約 33.3	H17.11.25
小菅一丁目地区地区計画	約 33.0	H19.4.5
高砂四丁目地区地区計画	約 13.9	H20.9.9
青戸六・七丁目地区地区計画	約 21.4	H20.10.6
南水元一丁目・二丁目地区地区計画	約 5.5	H20.10.21
東立石四丁目地区防災街区整備地区計画	約 21.7	H21.3.20
奥戸四丁目地区地区計画	約 26.1	H22.6.21
四ツ木駅周辺地区防災街区整備地区計画	約 69.2	H24.9.1
新小菅駅南口地区地区計画	約 4.5	H24.11.1
東新小菅二丁目地区地区計画	約 18.8	H26.12.18
堀切二丁目周辺及び四丁目地区 防災街区整備地区計画	約 68.5	H28.3.15
立石駅北口地区地区計画	約 2.2	H29.6.6

2 施策の方向性

- 今後もそれぞれの地域の実情に応じて、新たな地区計画の策定に対する地域住民の機運の高まりと合意形成を促進するほか、住民との協働のもと、地区計画等を活用しながら、地域の特性や実情を活かした街づくりを進めることにより、面的に市街地の機能向上を図ります。
- 地区計画を策定済みの地区では、地区計画に基づく地区施設の整備や土地利用の適切な規制・誘導を行うことにより、良好な住環境の維持・向上を図ります。

3 計画事業

- 青戸六・七丁目地区の街づくり

施策4 良好な住環境づくり

良好な住環境を整え、住生活の安定と向上を図ります

1 施策を取り巻く現状と課題

- 本区では、住宅確保要配慮者⁷の方々などを対象に、低廉な使用料で賃貸住宅を提供し、安全・安心に居住できるセーフティネットとして、区営住宅（11団地401戸）やシルバーピア住宅⁸（16団地163戸）を中心に管理しています。
- 今後、高齢者単身世帯の急増等により、安定した住宅を確保することが困難な方が増加する中、民間との連携による民間賃貸住宅への円滑な入居の促進が必要です。
- 近年、全国的に少子高齢社会が進展している中、持続可能な地域社会を構築するため、若者から高齢者、単身世帯からファミリー世帯まで、多様な世代が暮らし続けることができる住宅・住環境の形成や住宅の質的充実を促進する必要があります。
- 分譲マンションでは、区分所有者の高齢化や空き住戸の増加が見込まれるため、管理組合が、区分所有者間の合意形成を図り、適正な管理を行うように促す必要があります。
- 平成27年2月の「空家等対策の推進に関する特別措置法⁹」の施行を踏まえ、本区では平成27年4月より空家相談窓口を設置し、助言・指導、勧告、命令等の対応をしています。平成30年度の実態調査では、区内には2,451棟の空家があり、うち433棟は早急に対応すべき空家との結果が得られたため、引き続き適切な管理を促進する必要があります。
- 区内には、昭和25年に施行された建築基準法において規定された幅員4mに満たない細街路が数多くあります。そのため、地権者が建替えを行う時に併せて必要な道路空間の確保に努めていますが、未だ拡幅されていない対象路線が残存しており、建替えを伴わない駐車場等における拡幅整備も課題となっています。

図表 区営・都営・機構・公社住宅（平成31年4月1日現在）

出典：調整課資料（葛飾区の現況 令和元年度版）

区分		団地数 (団地)	戸数 (戸)
区営住宅		11	401
都営住宅		129	11,836
機構 住宅	賃貸	21	6,723
	分譲	6	513
公社 住宅	賃貸	2	116
	都民住宅借上型	4	198
	都民住宅公社施工型	1	230

⁷ 高齢者、低額所得者、子育て世帯、障害者、被災者等の住宅の確保に特に配慮を要する方。

⁸ 民間の建物所有者と借上契約を締結し、65歳以上の高齢者に提供している住宅。

⁹ 本法では、「特定空家等」と定義されている管理不全が原因で周囲に著しい影響を及ぼしている空家等に対しては、区市町村が助言や指導、勧告、命令、代執行等の行政措置を行うことができると定められている。

2 施策の方向性

- 庁内の関係部署や不動産関係団体、居住支援団体等との協働により設立した居住支援協議会と連携し、住宅確保要配慮者に対する支援の強化を図ります。
- 東京都や都市再生機構が所管する団地の建替えに際し、多様なタイプの住戸の供給を要請するとともに、最低居住面積水準が確保された良質な住宅供給の誘導や、分譲マンションの適切な維持管理と将来の建替えに向けた情報提供及び相談事業の強化を図ります。また、今後も引き続き、高齢者向け優良賃貸住宅への家賃助成等を実施します。
- 適切な管理がなされていない空家や建築物等及びその敷地の所有者に対する指導等を強化するとともに、民間の住宅供給事業者の協力や庁内の連携の下、空家等の流通及び利活用の促進に取り組みます。
- 民間建築に合わせ、細街路の拡幅整備を進めるとともに、建築箇所の隣地等に駐車場等の空きスペースがある時は、支障物が無ければ区からセットバックの協力をお願いして、街づくりを推進します。

3 計画事業

- 空家等対策
- 細街路拡幅整備事業

政策 9 防災・生活安全

災害に強く、犯罪のない安全・安心なまちにします

1 政策目的

災害時の被害を最小限に食い止める事前復興の視点から、災害に強い市街地の形成を促進します。また、日頃から災害に備えて強固な防災体制を築くことで、誰もがいつまでも安全に暮らし続けられるようになります。

誰もが「自分の身は自分で守る」という防犯意識を持ち、地域住民が一体となった防犯活動を展開するとともに、区民が、賢く、自立した消費者として生活できる環境を整備し、犯罪のない安全・安心なまちにします。

2 施策の体系

政策 9 防災・生活安全	
施策 1	防災街づくり
	【計画】四つ木地区の街づくり
	【計画】東四つ木地区の街づくり
	【計画】東立石地区の街づくり
	【計画】堀切地区の街づくり
	【計画】民間建築物耐震診断・改修事業
	【計画】地盤の液状化対策
施策 2	災害対策
	【計画】災害対策本部運営の強化
	【計画】水害対策の強化
	【計画】受援・物資搬送の強化
新規	【計画】女性視点の防災対策推進
新規	【計画】災害医療体制の強化
施策 3	防災活動
	【計画】地域防災の連携・強化
	【計画】防災の意識啓発
	【計画】防災活動拠点の整備・更新
	【計画】学校避難所の防災機能の強化
	【計画】災害時協力井戸設置助成
施策 4	地域安全対策
	【計画】地域安全活動支援事業
施策 5	消費生活
	【計画】消費者対策推進事業

このページは空白です

施策1 防災街づくり

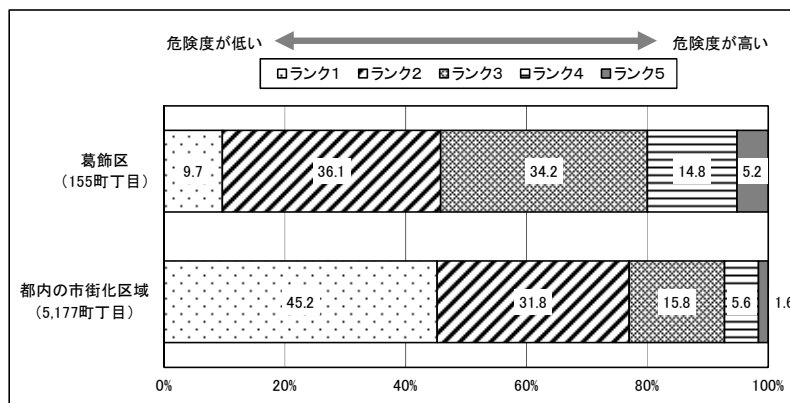
災害に強く、安全で、安心して生活できる街をつくります

1 施策を取り巻く現状と課題

- 内閣府によると、首都中枢機能への影響が懸念される首都直下地震は、今後30年以内に発生する確率が70%と高い数字で予想されています。そのため本区では、密集住宅市街地整備促進事業¹により、災害に強い街づくりを進めています。また、東京都「木密不燃化10年プロジェクト」で「不燃化特区²」に指定された地区では、延焼による焼失率がほぼゼロとなる「不燃領域率70%」を目標に掲げ、不燃化建替えを促進しています。
- 本区では、令和2年度までに建築物の耐震化率を95%にする耐震改修促進計画の目標達成のため、意識啓発や耐震助成制度を実施しています。助成事業の実績は大幅に伸びているものの、目標達成には、さらなる努力が必要な状況です。
- 本区では、地盤の液状化による住宅の被害を軽減させるため、説明会や相談会を実施するとともに、地盤調査や液状化対策工事に必要な費用の助成事業を実施しています。しかし、費用、期間などの問題から事業の利用件数は伸び悩んでいます。

図表 地震に関する地域危険度
(建物倒壊や延焼の危険性を表す総合危険度)

出典：東京都都市整備局「第8回地震に関する地域危険度測定調査（平成30年3月）」



¹ 道路の拡幅により、消防車などの緊急車両が通れる幅員6メートルの道路を整備するほか、公園やポケットパークを整備し、防災性の向上や居住環境の改善を図る事業

² 首都直下地震の切迫性や東日本大震災の発生を踏まえ、東京の最大の弱点である、木造住宅密集地域の改善を一段と加速するため、整備地域の中で、特に重点的・集中的に改善を図るべき地区を指定し、都と区が連携して不燃化を強力に推進するとしている。

2 施策の方向性

- 今後も引き続き、不燃化特区内の住環境の改善及び防災性の向上を図るため、主要生活道路や災害時に一時的に避難できる公園・小広場の整備、細街路の拡幅、不燃化建築物への建替えなどを総合的に推進するとともに、区民の防災への意識や防災まちづくりの機運を醸成していきます。また、不燃化特区以外においても、地域危険度の高い木造住宅密集地域の環境改善の方策について、住民と協働し検討していきます。
- 耐震診断の結果、耐震性が不十分な建築物の所有者に対し、耐震化の必要性和区を取組を説明し、耐震化率の向上に結びつけます。
- 液状化対策を促進するため、企業や専門家との情報交換により、一般の住宅で多く採用されている地盤調査による精度の高い液状化判定方法や新たな対策の技術について検討するとともに、既存の助成制度を適切に見直します。

3 計画事業

- 四つ木地区の街づくり
- 東四つ木地区の街づくり
- 東立石地区の街づくり
- 堀切地区の街づくり
- 民間建築物耐震診断・改修事業
- 地盤の液状化対策

施策2 災害対策

災害に対する的確な対応と迅速な復旧ができる体制をつくります

1 施策を取り巻く現状と課題

- 近年、本区では、首都直下地震や大規模水害等の災害の発生時に、災害情報の迅速な伝達体制の強化や迅速な復旧の中核を担う災害対策本部の機能強化、情報連絡体制の整備充実に取り組んでいます。
- 災害対策本部訓練の実施や区本庁舎への蓄電池の導入、受援計画³の策定を行うとともに、災害監視カメラの設置や災害時の被害情報の蓄積に資する防災システムの導入を進めています。また、要配慮者利用施設や防災市民組織である自治町会の会長・防災部長宅に、屋内で聞くことができる防災行政無線の端末設置等を進めています。
- 今後も、災害対策本部の機能強化を図るとともに、災害時の困難な状況においても、確実に区民に正確な災害情報を伝達できるよう、ICT等を活用した最新の情報収集・発信手段の確保に取り組む必要があります。
- 女性や子ども、高齢者等の災害時要配慮者など多様な区民の視点に立ったきめ細やかな対策や、気候変動により増加が見込まれる台風等自然災害に備えて、国や都と連携した更なる治水対策の強化や自主避難のあり方など、台風の激甚化への対策が必要です。
- 水害対策を強化するため、平成28年8月に「江東5区大規模水害避難等対応方針⁴」を策定し、広域避難の必要性の周知に取り組んでいます。併せて、公共施設の洪水緊急避難建物への指定や、都、UR、自治町会、民間マンションとの協定締結を進め、一時避難施設の確保に努めているほか、令和元年6月に「浸水対応型市街地構想⁵」を策定し、その実現方策の検討を進めています。
- 災害時に医療救護活動を円滑に実施するため、医療関係団体や区内医療機関等との連携により緊急医療救護所⁶の開設・運営訓練を実施しています。今後、より実効性のある医療救護活動ができるよう、医療体制や運営方法等を明確化する必要があります。

³ 発災後に全国から駆け付け、復旧・復興の支援にあたる自治体の職員等を適切に配置し、迅速な復旧復興に役立てるための計画

⁴ 東京東部低地帯に位置する江東5区（墨田区・江東区・足立区・葛飾区・江戸川区）を対象に、住民への情報伝達や広域避難等の課題を明らかにするとともに、想定し得る最大規模の水害の発生に対する広域避難を軸とした避難対応について、江東5区が一体的かつ主体的に講じることを前提に、大規模水害時における避難対応の理想像や現段階における対応方針を明らかにしたもの

⁵ 今後高まる水害リスクに、地域力の向上や市街地構造の改善によって対応していくとともに、親水性の高い水辺の街を形成していくことを目指して策定

⁶ 大規模災害により多数の傷病者が発生した際に、発災後概ね72時間までに開設する救護所で、区内では8か所の設置を予定し、主に軽症者の治療や病院への転送の要否及び転送順位の決定等を実施

2 施策の方向性

- 発災後に発生する膨大な復旧・復興作業に対して効率的かつ効果的に対応できるよう、国や都の動向等を注視しながら、地域防災計画や震災復興マニュアル、施設・設備・備蓄の運用方法等の見直しを推進します。
- 自助・共助における日頃の備えを促進していくため、防災訓練だけでなく、あらゆるイベント等を通じて、区民に大規模災害に対する普及啓発活動を推進します。
- 防災対策に女性の意見を取り入れ、災害時においても、避難所等において安心して過ごすことができる仕組みを整備します。
- 大規模水害に備え、広域避難について検討を進めるとともに、避難者が逃げ遅れた場合に備えた一時避難施設や自主的な避難先の確保を推進します。
- 大規模水害のリスクに備えるため、令和元年度に策定した「浸水対応型市街地構想」の実現に向けて、堤防と一体的となった市街地の防災拠点等の整備や集合住宅・商業施設など民間施設の浸水対応化等を検討します。
- 災害時に区民の生命を守るため、医療関係団体や区内医療等と連携し、災害時医療救護計画や救護所ごとの開設マニュアルの見直し等を行い、実効性のある医療救護活動ができる体制の構築を進めます。

3 計画事業

- 災害対策本部運営の強化
- 水害対策の強化
- 受援・物資搬送の強化
- 女性視点の防災対策推進
- 災害医療体制の強化

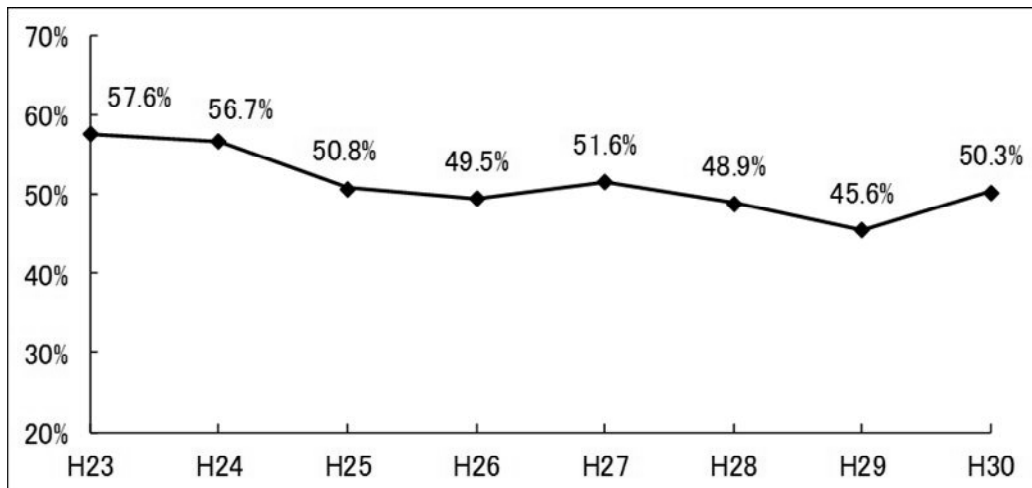
施策3 防災活動

災害発生時に地域で救援・応急活動を迅速に行えるようにします

1 施策を取り巻く現状と課題

- 本区では、災害発生時に、自助・共助の視点で区民や地域が主体的に救援・応急活動を迅速に実施できるよう、広報紙やホームページ等による広報の強化、防災講演会・防災に関するワークショップの開催、起震車・まちかど防災訓練車・水陸両用車等を活用した防災訓練等を実施しています。
- 自助・共助・公助の連携強化を図るため、地域住民が主体となって検討する会議体を設置し、地域ぐるみの防災ネットワークの構築や地域防災拠点づくりの支援を行っています。また、地域住民による学校避難所の自主運営を促進するほか、防災資器材の現物支給や資器材購入費の助成等により、防災市民組織や消防団等の組織力の維持・向上を図っています。
- 防災市民組織による自主防災活動の場（防災活動拠点）として、公園に資器材を保管した倉庫やマンホールトイレ、かまどベンチ等を整備しています。区民のニーズや大規模災害の状況に応じて整備を見直す必要があります。
- 幅広い防災知識を持った防災士や防災コンサルタント等を活用し、地域に密着した防災意識の啓発や防災訓練等への参加を通じ、お互いに顔の見える関係をつくり上げ、地域における災害対応力の強化に取り組んでいます。
- 今後も引き続き、区民の防災意識の向上と防災に対する備えの充実を図る必要があります。また、今後、超高齢化社会の進展により、災害時要配慮者の増加が見込まれる一方で、支援の担い手となる若年層が一層不足することが懸念されます。

図表 災害に備えて家庭内での対策を行っている区民の割合
出典：葛飾区政策・施策マーケティング調査



2 施策の方向性

- 災害対策の基本理念である自助、共助、公助のうち、自助と共助の視点を基本に据え、区民が主体的に、あるいは区と協働して取り組む防災体制を構築します。
- 地域の防災力をより効果的・効率的に高めていくため、近年の激甚災害の増加による区民の防災意識の高まりを捉え、防災訓練等への参加を促すとともに、避難所である小・中学校や防災活動拠点である公園など、地域住民にとって身近な公共施設を活用した防災訓練等について、防災市民組織と区災害対策本部が連携して取り組んでいきます。

3 計画事業

- 地域防災の連携・強化
- 防災の意識啓発
- 防災活動拠点の整備・更新
- 学校避難所の防災機能の強化
- 災害時協力井戸設置助成

施策4 地域安全対策

犯罪や事故から身を守り、安全で、安心して暮らせるまちにします

1 施策を取り巻く現状と課題

- 平成30年の区内の犯罪発生件数は3,654件であり、前年と比べ587件減少しており、地域団体が行う自主的な防犯活動や防犯カメラの設置の広がりなどが、犯罪の抑止につながっていると考えられます。一方、地域の防犯活動の担い手は減少傾向にあり、若年層の防犯活動への参加促進、区と地域の防犯担当者との関係強化など、地域の自主的防犯活動の維持・活性化が必要です。
- 全刑法犯に占める自転車盗難の被害の割合は約41%と依然として高く、令和元年5月末時点では23区中で7番目に多い件数となっています。本区では、亀有・葛飾警察署や関係機関等との連携を強化し、駅周辺でキャンペーンの実施、警告札の貼付等の予防活動に取り組んでおり、今後も自転車盗難に対する予防活動の維持・強化が必要です。
- 特殊詐欺⁷被害は増加しており、犯人の手口が巧妙になっています。そのため、本区では、消費生活センターや高齢者支援課等の庁内関係部門、亀有・葛飾警察署、関係機関等との情報共有を図りながら対策に取り組むとともに、様々な予防啓発活動を実施しています。今後も特殊詐欺被害に対する継続的な予防活動の維持・強化が必要です。

図表 刑法犯発生件数

出典：警察庁資料（葛飾区統計書 平成30年刊行）

	総数		凶悪犯		粗暴犯		窃盗犯		知能犯		風俗犯		その他刑法犯	
	実数 (件)	対前年 増減率 (%)	実数 (件)	対前年 増減率 (%)	実数 (件)	対前年 増減率 (%)	実数 (件)	対前年 増減率 (%)	実数 (件)	対前年 増減率 (%)	実数 (件)	対前年 増減率 (%)	実数 (件)	対前年 増減率 (%)
平成26年	5,615	15.4	31	34.8	211	▲ 8.7	4,413	22.7	195	14.0	31	10.7	734	▲ 9.8
平成27年	4,547	▲ 19.0	16	▲ 48.4	206	▲ 2.4	3,489	▲ 20.9	178	▲ 8.7	23	▲ 25.8	635	▲ 13.5
平成28年	4,137	▲ 9.0	14	▲ 12.5	171	▲ 17.0	3,128	▲ 10.3	181	1.7	35	52.2	608	▲ 4.3
平成29年	4,255	2.9	27	92.9	196	14.6	3,177	1.6	207	14.4	32	▲ 8.6	616	1.3
平成30年	3,670	▲ 13.7	22	▲ 18.5	257	31.1	2,558	▲ 19.5	248	19.8	28	▲ 12.5	557	▲ 9.6

⁷ 面識のない不特定多数の者に対し、電話その他の通信手段を用いて、対面することなく被害者をだまし、不正に入手した架空または他人名義の預貯金口座への振り込みなどの方法により、被害者に現金等を交付させたりする詐欺

2 施策の方向性

- 地域の自主的防犯活動の維持・活性化に向け、若年層の防犯活動への参加促進や自主的な防犯活動に対する支援の充実、防犯カメラの設置を進めるとともに、今後も「葛飾区安全・安心情報メール」などにより迅速に区内の犯罪情報・不審者情報を配信することで、地域の防犯力の向上を図ります。
- 自転車盗難対策として、大型看板や横断幕の設置、児童・生徒への啓発を実施するなど、警察署や交通安全対策担当課等と連携しながら、盗難防止を図ります。
- 留守番電話設定の啓発、自動通話録音機の配付、金融機関での被害防止用音声機器の設置、安全・安心まちづくりに関する協定締結事業者と連携した取組など、警察署や消費生活センター、高齢者総合相談センター等と連携した特殊詐欺被害の防止対策を推進します。

3 計画事業

- 地域安全活動支援事業

施策5 消費生活

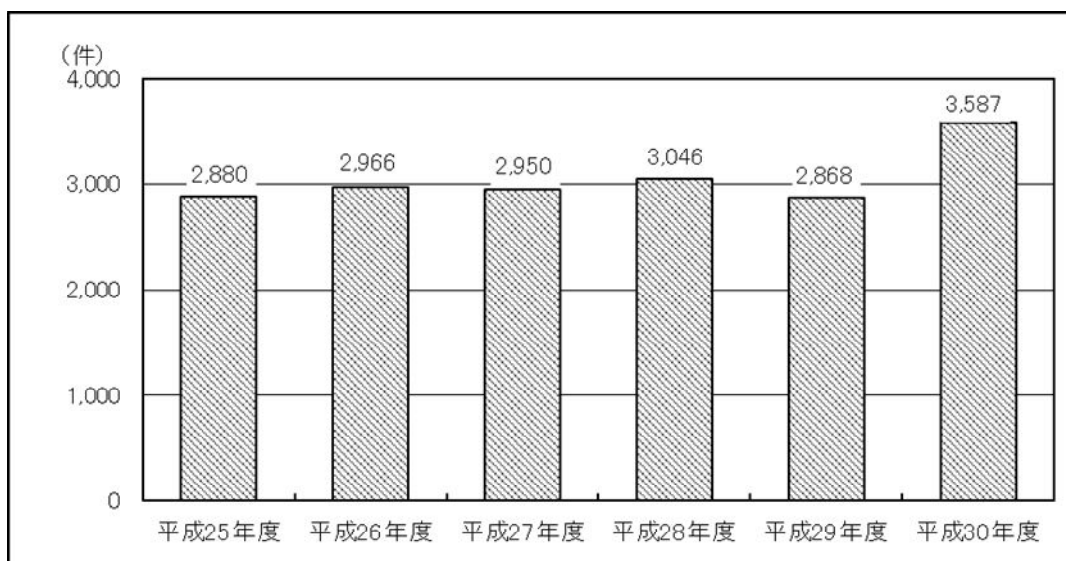
正しい知識により賢い消費者の目を身につけ、安心して生活できるようにします

1 施策を取り巻く現状と課題

- 本区の消費生活相談の受付件数は、平成16年度をピークに平成24年度までは減少傾向にありましたが、平成25年度に増加に転じて以降は3,000件前後を推移しており、平成30年度には3,587件にまで増加しました。個々の案件をみると、はがきによる架空請求等の新たな手口による詐欺被害等だけでなく、悪質かつ巧妙化した手口による被害も多く発生しています。
- 消費者被害を未然に防止するため、「葛飾区消費生活対策アクションプログラム⁸」に基づき、全世代を対象とした消費者教育を推進しています。今後、成年年齢の引き下げに伴った若者の消費者被害の増加や、外国人人口の増に伴う外国人相談者の増加等が予想されます。

図表 消費生活相談件数

出典：消費生活センター資料（葛飾区統計書 平成30年刊行）



⁸ 消費者教育の一層の推進を図るため、今後取り組むべき消費者行政の方向性を示したものの。東京都の「消費者モデル事業」の一環として立ち上げた「消費者教育地域連絡会議」で議論等を重ね、平成28年度に策定

2 施策の方向性

- 外国人住民を含め、区民が消費者被害に遭わないよう、被害の発生状況や被害者の属性を踏まえながら、全世代を対象とした消費者教育を推進するとともに、福祉部局や教育委員会との連携を深め、小・中学生に対する早期の消費者教育を行います。
- 消費者被害が生じた場合には、その救済を図るとともに、新たな手口による詐欺被害等や悪質かつ巧妙化した手口による被害、成年年齢の引き下げや外国人の人口増等の社会状況の変化に対応した取組を推進します。

3 計画事業

- 消費者対策推進事業

政策 10 交通

誰もが安全かつ快適に移動できるまちにします

1 政策目的

道路の新設・拡幅や無電柱化の推進等による安全で利便性の高い道路ネットワークを計画的に整備・保全するとともに、道路と鉄道の連続立体交差化を進めて渋滞を解消し、快適な交通環境を実現します。

自転車や歩行者の交通環境の整備や交通安全に対する意識の醸成を図り、子どもから高齢者まで誰もが安全に生活できるようにします。

新金貨物線の旅客化をはじめとする鉄道網の整備やバス交通の充実を進めるとともに、技術革新を取り入れながら移動しやすい環境を整備することで、地域の活性化を図りつつ、誰もがいきいきと活動できるようにします。

2 施策の体系

政策 10 交通	
	施策 1 道路交通網の充実
	【計画】無電柱化の推進
新規	【計画】補助 138・261 号線(南水元西地区)整備事業
	【計画】補助 261 号線(南水元地区)整備事業
	【計画】補助 264 号線(細田西地区)・(環状 7 号線付近地区) 整備事業
	【計画】補助 274 号線(立石地区)整備事業
	【計画】補助 276・279 号線(隅田橋地区)整備事業
	【計画】補助 276 号線(一口橋南地区)・(細田北地区) 整備事業
新規	【計画】補助 279 号線(高砂地区)整備事業
	【計画】補助 284 号線(東新小岩南地区)・(東新小岩北地区)整備事業
	【計画】区画街路 4 号線(四つ木地区)・(四つ木東地区)・(四つ木西地区) 整備事業
	【計画】新中川橋梁架替事業
	【計画】京成押上線(四ツ木駅～青砥駅間)連続立体交差事業
	【計画】京成高砂駅～江戸川駅付近鉄道立体化事業の推進
	施策 2 自転車活用の推進
新規	【計画】自転車利用環境の整備推進事業
	【計画】自転車駐車場整備事業
	施策 3 公共交通の充実
	【計画】地下鉄 8・11 号線及び環七高速鉄道(メトロセブン)建設促進事業
新規	【計画】新金貨物線の旅客化
	【計画】バス交通の充実

このページは空白です

施策 1 道路交通網の充実

誰もが安全かつ快適に通行できるよう、道路交通網の充実を図ります

1 施策を取り巻く現状と課題

- 本区の都市計画道路は、平成31年4月現在、計画延長91.9kmのうち、63.1kmが整備済みであり、整備率は68.7%となっています。交通の円滑化や防災性の向上等のため、「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）¹」に基づき、計画的かつ効率的な都市計画道路の整備を推進しています。
- 国道6号（新宿拡幅）などの広域的な幹線道路の整備が進められている一方、これらの幹線道路を相互に連絡する都市計画道路の整備が遅れており、交通渋滞が解消できていない状況にあるため、今後も、計画的な都市計画道路の整備が必要です。
- 完成から50年以上が経過し、歩行者等の安全な通行の確保や防災性の向上を図る必要のある橋梁では、計画的に維持・更新を進める必要があります。
- 本区では、地上機器の設置場所の確保が課題となる歩道が狭い道路や歩道がない道路の無電柱化を推進するため、令和元年6月「葛飾区無電柱化推進計画」を策定しました。
- 踏切解消による安全性及び交通利便性の向上を図るため、「京成押上線（四ツ木駅～青砥駅間）連続立体交差事業」の工事を実施しています。今後、本事業の早期完成に向け、東京都及び京成電鉄株式会社との連携を強化していく必要があります。
- 「京成高砂駅～江戸川駅付近鉄道立体化事業の推進」においては早期事業化に向けて関係事業者との協議・調整を進めており、さらに地域住民の駅周辺まちづくりに対する機運を高めていく必要があります。

図表 都市計画道路の都市間比較（整備率の高い順）

出典：国土交通省「都市計画現況調査
（平成29年3月31日現在）」

順位	区名	計画延長 (km)	整備済延長 (km)	整備率 (%)
1	千代田区	63.51	55.52	87.4
2	中央区	58.08	49.76	85.7
3	台東区	42.83	36.37	84.9
4	江東区	119.12	97.95	82.2
5	渋谷区	69.93	57.34	82.0
6	足立区	186.81	148.47	79.5
7	江戸川区	146.44	115.53	78.9
8	港区	111.40	84.46	75.8
9	板橋区	93.22	67.08	72.0
10	荒川区	37.86	26.61	70.3
11	葛飾区	99.29	69.07	69.6
12	品川区	91.96	62.84	68.3
13	新宿区	85.05	58.10	68.3
14	豊島区	45.88	30.63	66.8
15	北区	62.86	40.95	65.1
16	墨田区	55.57	34.30	61.7
17	目黒区	38.03	23.40	61.5
18	文京区	42.76	23.38	54.7
19	中野区	42.46	23.05	54.3
20	世田谷区	158.79	83.25	52.4
21	大田区	124.13	64.61	52.1
22	杉並区	90.21	46.56	51.6
23	練馬区	121.66	61.83	50.8
	区部	1,987.85	1,361.06	68.5

¹ 事業の継続性や実現性などの観点から、優先的に整備すべき路線を定めたもの

2 施策の方向性

- 快適で利便性の高い道路ネットワークを形成するため、都市計画道路の事業中区間の早期完成や未着手区間の早期事業化に取り組みます。
- 予防保全の観点から、道路や橋りょうの修繕・改修を計画的に実施するとともに、誰もが安全で快適に通行できるようにするため、歩行空間の改善や街路樹の適正管理等を推進します。
- 「葛飾区無電柱化推進計画」に基づき、歩道幅員が2.5m未満、又は歩道がない道路の無電柱化や、都市計画道路事業、市街地再開発事業等にあわせた無電柱化を推進します。
- 踏切の除却による交通渋滞の解消や回遊性の向上による地域の活性化に向けて、関係事業者との連携強化を図りながら、街づくりと連動した連続立体交差事業を推進します。

3 計画事業

- 無電柱化の推進
- 補助 138・261 号線(南水元西地区)整備事業
- 補助 261 号線(南水元地区)整備事業
- 補助 264 号線(細田西地区)・(環状7号線付近地区) 整備事業
- 補助 274 号線(立石地区)整備事業
- 補助 276・279 号線(隅田橋地区)整備事業
- 補助 276 号線(一口橋南地区)・(細田北地区) 整備事業
- 補助 279 号線(高砂地区)整備事業
- 補助 284 号線(東新小岩南地区)・(東新小岩北地区)整備事業
- 区画街路4号線(四つ木地区)・(四つ木東地区)・(四つ木西地区) 整備事業
- 新中川橋梁架替事業
- 京成押上線(四ツ木駅～青砥駅間)連続立体交差事業
- 京成高砂駅～江戸川駅付近鉄道立体化事業の推進

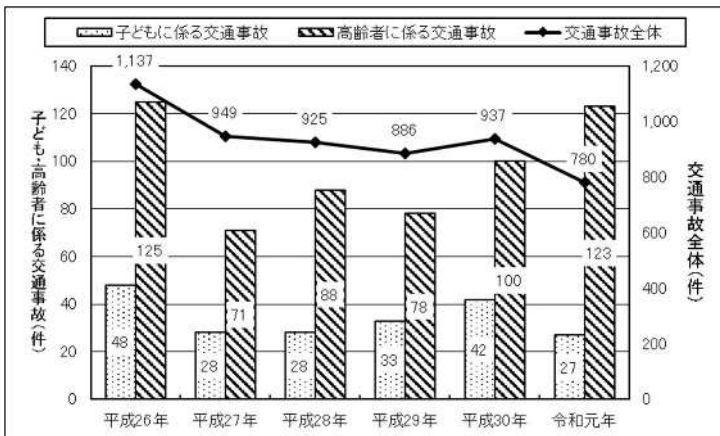
施策2 自転車活用の推進

自転車の安全かつ快適な活用を図るとともに、歩行者・自転車の安全を確保し、交通事故を少なくします

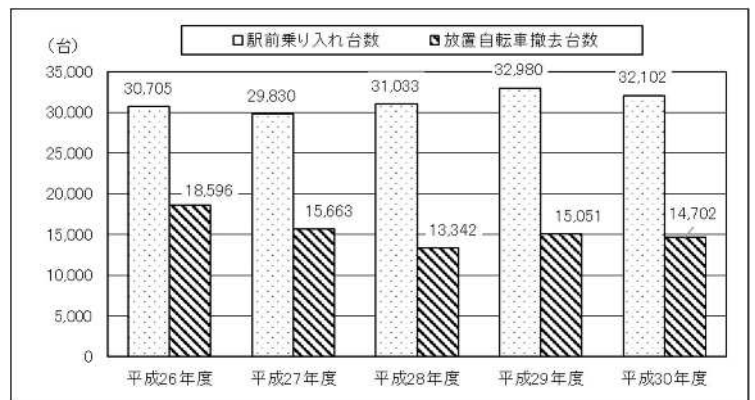
1 施策を取り巻く現状と課題

- 本区の自転車分担率（代表交通手段）は約 20%を占めており、高齢者の運転免許返納者が年々増加していることから、一層の自転車活用が期待されています。本区では、自転車専用通行帯やナビマーク等の整備を行い、安全で安心な自転車走行空間の確保を進めています。
- 良好な交通環境の確保のため、自転車駐車場の整備や各放置自転車整理区域における指導・誘導、撤去搬送等に取り組み、当該区域での自転車放置数は年々低減傾向にあります。今後、幼児用座席付き自転車や電動アシスト付き自転車等特殊自転車用の駐車スペースの確保や夜間時の放置自転車対策を進める必要があります。
- 駅やバス停から目的地までの移動や観光名所を周遊する交通手段として、気軽に自転車を利用できるシェアサイクルが区内外で展開されていますが、本区では、自転車を貸出・返却できる場所に偏りがある状況にあります。
- 区内の交通事故件数はやや減少傾向にありますが、区内の交通事故の約 45%を占める自転車関与事故は増えており、特に子どもと高齢者の自転車事故が増えています。また、自転車運転中の携帯電話の操作や雨天時の傘さし運転などの安全運転義務違反による事故の発生も見られるとともに、近年増加している外国人向けの交通安全啓発活動も必要です。
- 自転車利用者が交通事故で加害者となり、高額な賠償を命じられるケースが発生していますが、自転車利用者の保険加入についての認識が低い状況にあります。

図表 交通事故発生件数
出典：葛飾警察署及び亀有警察署資料
(葛飾区統計書 令和元年刊行)



図表 駅前乗り入れ台数及び放置自転車撤去台数
出典：道路管理課資料（葛飾区統計書 令和元年刊行）
注1）駅前乗り入れ台数は、1日当たりの平均値
注2）放置自転車撤去台数は、年間台数



2 施策の方向性

- 安全で快適な自転車通行環境を構築するため、自転車事故が多い個所や区有施設へのアクセスルートなど、重点的に自転車専用通行帯やナビマーク等の整備をしていく路線の選定及びネットワーク化を進めます。
- 駅周辺において、自転車の駐車需要を満たすことができるよう、民間活力も活用しながら、様々なニーズに応じた自転車駐車場の整備を推進します。また、駐輪環境の整備と合わせて、夜間の放置自転車の撤去の実施等、違法駐輪対策を強化します。
- 自転車の活用を推進していくため、公共用地の有効活用や民間活力の活用により、周辺自治体と連携した利用しやすいシェアサイクル、サイクルポートの整備を推進していきます。
- 交通事故防止及び交通安全意識啓発のために、これまでの小・中学校を対象とした交通安全啓発に加え、高校生を対象とした啓発活動を推進するとともに、警察と協力をした高齢者の自動車運転免許の返納促進をはじめ、高齢者の視点を踏まえ、自動車、自転車、歩行者の立場における交通安全対策及び事故防止対策事業を強化します。
- 外国人向けの交通安全啓発活動として、住民登録時や日本語教室の開催時に合わせて、交通安全ルールの説明等の啓発活動を行います。
- 自転車利用者による交通事故防止と危険・迷惑行為の防止を図るため、警察や自治町会等と連携及び協力しながら、自転車利用五則（利用ルール・マナー）の周知徹底を図るとともに、自転車保険への加入促進や自転車保険制度の導入を検討します。

3 計画事業

- 自転車利用環境の整備推進事業
- 自転車駐車場整備事業

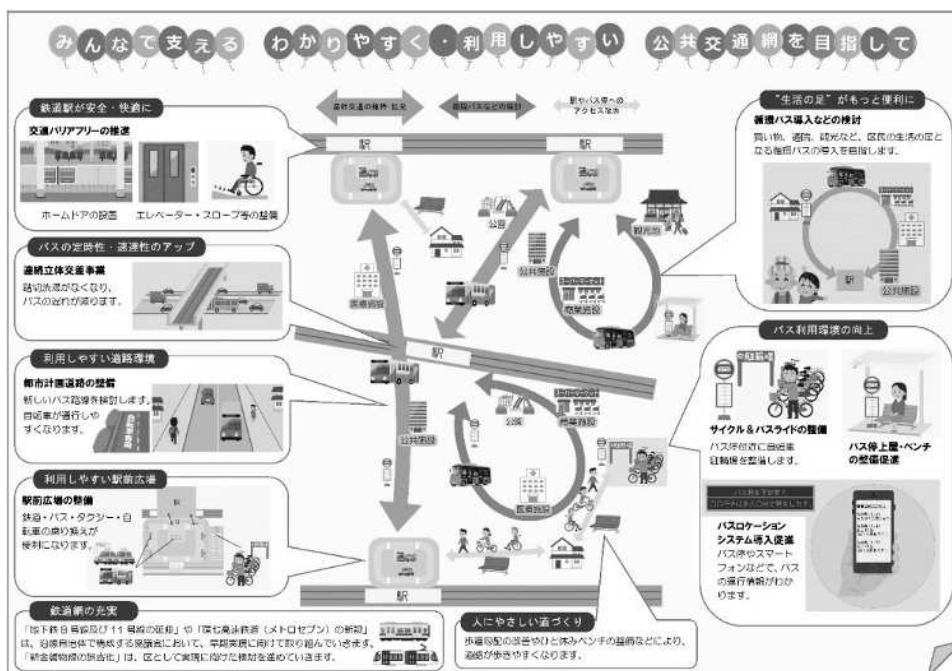
施策3 公共交通の充実

区内を移動するあらゆる人にとって、わかりやすく・利用しやすい公共交通網を実現します

1 施策を取り巻く現状と課題

- 本区の鉄道網は、JR常磐線や総武線、京成線など東西方向は充実していますが、南北方向の不足が課題となっています。このことから、区は南北方向の鉄道網の充実を図るため、新金貨物線の旅客化や地下鉄8・11号線の延伸、環七高速鉄道（メトロセブン）建設の実現に向けて、調査検討等に取り組んでいます。
- 特に、新金貨物線の旅客化については、旅客化の整備に要する資金を確保するために「葛飾区新金貨物線旅客化整備基金」を設置しました。
- 高齢者等が日常生活を送る上で、移動手段の確保が課題となっており、公共交通の役割は一層重要となっています。区は、今後の高齢社会の進展を見据え、更なる利便性向上や持続可能な公共交通網の構築を目指し、「葛飾区公共交通網整備方針²」に基づき取組を進めています。
- これまで、バス社会実験などの取組などにより、新たなバス路線が開設してきましたが、今般、運転手不足によるダイヤ減便など、利用しづらい路線も増えていることから、バス路線の維持が課題となっています。このことから区は、バス事業者との協働により、バス路線の更なる拡充を図るとともに、バス路線の維持に向けた取組を進めています。

図表 将来の公共交通の利用イメージ
出典：葛飾区公共交通網整備方針（令和元年刊行）



² 今後の本区の公共交通網の整備方針とその取組を定めることを目的に、令和元年5月に策定

2 施策の方向性

- 南北方向の鉄道網の充実を図るため、新金貨物線旅客化の早期実現に向けて取り組むとともに、地下鉄8・11号線の延伸、環七高速鉄道（メトロセブン）建設に向けて、関係区市と連携を図りながら、調査・検討等を進めていきます。
- 特に、新金貨物線の旅客化については、技術的な検討に加え、区が旅客化の整備に要する資金に充てる基金の積立を行い、早期実現に向け、関係機関との協議を加速させていきます。
- バス交通の充実を図るため、循環バス路線等の導入に取り組めます。実施に当たり、区の財政負担を考慮します。
- バス利用者の利便性を高めるため、上屋やベンチ、バスロケーションシステム表示機などの整備を促進させる助成を行うとともに、バス利用者用の自転車駐輪場（サイクル&バスライド）の整備を進めます。

3 計画事業

- 地下鉄8・11号線及び環七高速鉄道（メトロセブン）建設促進事業
- 新金貨物線の旅客化
- バス交通の充実

政策 11 公園・水辺

水や緑に親しめる、安全で快適な空間をつくります

1 政策目的

人々が気軽に集い、憩えるオープンスペースとして、また、災害時の避難場所など誰もが安全で快適に活動できる拠点として身近な公園を整備・保全していくとともに、河川に囲まれた地形や自然あふれる公園などの貴重な環境を次世代へつなぎ、区民が豊かな水環境や生態系に親しみ、楽しめるようにします。

2 施策の体系

政策 11 公園・水辺		
	施策 1	公園整備
		【計画】地域の核となる公園整備
	施策 2	水辺整備
	新規	【計画】河川環境改善事業
		【計画】水の拠点の整備
		【計画】水辺のネットワーク事業

このページは空白です

施策1 公園整備

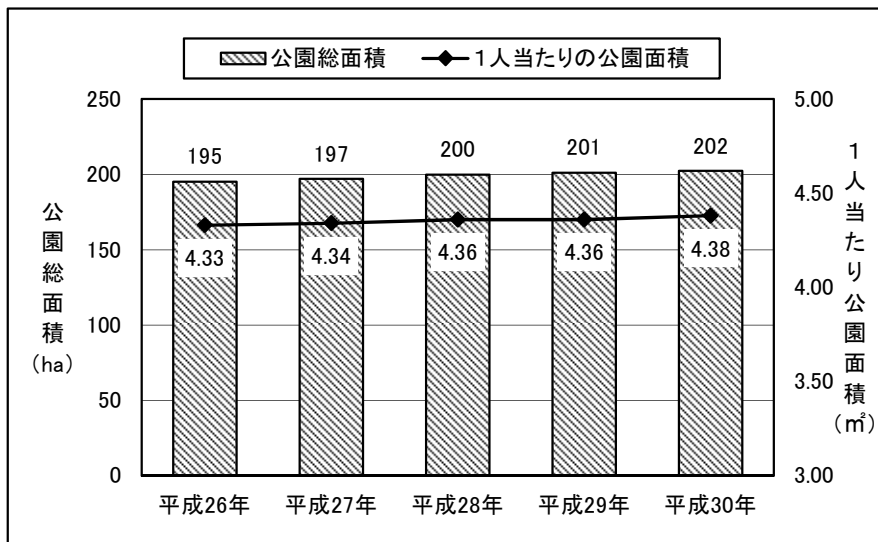
多くの区民が集い、憩い、活動できる公園を整備します

1 施策を取り巻く現状と課題

- 本区では、児童から高齢者までが歩いて行ける身近な公園や地域の防災活動拠点となる公園など、地域特性や区民ニーズを踏まえて、地域の核となる公園として整備し、レクリエーションの場の確保や地域環境の改善、災害時の避難場所の確保、街の景観向上などを図っています。
- 平成31年4月1日現在、区民1人当たりの公園面積¹は4.38㎡となっています。既存の公園等の約4分の1が開園又は全面改修から40年以上が経過しており、今後は、予防保全型の管理²やバリアフリー化等の視点から計画的な改修に取り組むとともに、倒木・枝折れの恐れのある樹木、周辺からの見通しの悪い箇所等に対する安全確保など、利用者の安全面の向上を図る必要があります。
- 地域団体との協働で公園の管理に取り組んでいますが、近年、団体構成員の高齢化等により、地域の自主管理による公園数を増やしていくことが困難となっています。

図表 公園総面積及び1人当たりの公園面積
(各年4月1日現在)

出典：公園課資料（葛飾区の現況 令和元年度版）



¹ 公園・緑地の配置や都市緑化の推進等の方針を定めた、「緑とオープンスペース基本計画（平成11年度策定）」の中で、区民1人当たりの公園面積の目標値を5㎡としている。

² 耐用年数や点検結果を踏まえ、故障等が発生する前に所要の対策を行い、故障が起きないようにする管理方法

2 施策の方向性

- 今後も引き続き、街づくり事業などとの連携のもと、区民が気軽に歩いていける公園や地域の防災活動拠点となる公園の整備を推進していきます。
- 健全な公園利用を維持できるよう、必要な改修を計画的に推進するとともに、緑の機能及び効用を増進させながら、樹木の伐採や小型樹種への植替えなどの対策を検討します。
- 地域の団体等が、公園の清掃や点検・監視・花壇の管理運営等を担えるよう、PRや報奨金の増額等を含めた制度の見直しに取り組みます。

3 計画事業

- 地域の核となる公園整備

施策2 水辺整備

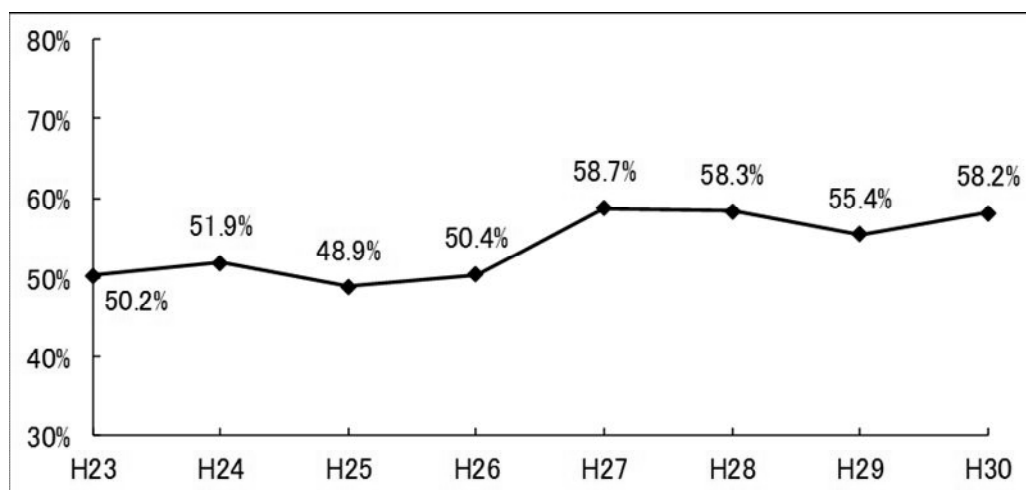
河川を活かした快適な空間を整備し、多くの区民が水辺に親しめるようにします

1 施策を取り巻く現状と課題

- 本区では、中川・江戸川などに隣接する土地を活用し、河川と一体となった公園の整備を推進しています。
- 河川敷に整備された公園の中には、供用開始から長い期間が経過し、施設の老朽化等が生じている公園があるほか、中川左右岸にある緑道公園では、舗装のひび割れや植栽の枯損など多くの課題を抱えています。また、中川左右岸は東京都による堤防の耐震補強工事を行っており、整備に合わせて、中川親水テラスに照明を設置しています。
- 水元小合溜は、昭和50年代（1975年～）以降、魚の大量死やアオコの発生等の水環境問題が顕在化し、平成元年から水質浄化対策事業「カムバックかわせみ作戦」を実施してきましたが、近年では水生植物の繁茂や特定外来生物の生息が確認されるなど、新たな課題が生じています。水元小合溜の貴重な環境を次世代に向けて継承していくため、更なる対策を進める必要があります。

図表 河川などの水辺が区民にとって親しめる空間となっていると思う区民の割合

出典：葛飾区政策・施策マーケティング調査



2 施策の方向性

- 区民が様々なレクリエーション活動を通じて水辺に親しめるよう、治水や河川環境との調和に配慮しながら、人々が集い、憩える場として積極的な活用を図り、河川と一体となった公園を整備します。
- 河川敷の公園について、人々が集い、憩える場として有効活用を図るため、他地域からのアクセス改善や施設のバリアフリー化などの整備を推進します。
- 東京都と調整を図りながら、引き続き、中川親水テラスに照明を設置していくとともに、中川左右岸緑道公園の計画的な改修を推進します。
- 水元さくら堤では、老朽化した施設を改修し、散策や休憩、サイクリング等の利用環境を改善します。
- 「河川環境改善計画」に基づき、水元小合溜の特定外来生物等の防除を行い、本来の生態系への回復を図るとともに、良好な水環境を計画的に保全します。

3 計画事業

- 河川環境改善事業
- 水の拠点の整備
- 水辺のネットワーク事業

政策 12 環境

自然を守り、快適で美しい環境をつくります

1 政策目的

区民や団体、事業者、国や関係自治体等と連携・協働しながら、自然環境を保全しつつ、まちの美化活動に取り組むとともに、まちを豊かな緑とたくさんの花で彩ることで、にぎわいのある美しい都市環境を創造します。

また、技術革新を積極的に活用しながらエネルギー利用の効率化を推し進めて脱炭素社会を実現するとともに、ごみの減量や資源化を促進して循環型社会を形成し、人と地球にやさしい持続可能なまちをつくります。

2 施策の体系

政策 12 環境	
	施策 1 自然保護
	【計画】生物多様性の保全
新規	【計画】外来種対策
	施策 2 生活環境保全
	施策 3 地球温暖化対策
新規	【計画】気候変動に対する適応策の推進
	【計画】区民の省エネ行動の推進
	【計画】事業者の環境経営推進
	【計画】区の環境行動推進
	施策 4 緑と花のまちづくり
	【計画】緑と花のまちづくり事業
	施策 5 まちの美化推進
	施策 6 資源循環の促進
	【計画】かつしかルール推進事業
	【計画】資源循環による環境負荷の軽減促進

このページは空白です

施策1 自然保護

豊かな自然を守り、生物多様性の保全に努めます

1 施策を取り巻く現状と課題

- 本区では、自然環境調査や自然保護区域に指定¹するなど、自然環境を保護する取組に努めています。
- 将来にわたって生物多様性²が守られるよう、引き続き「生物多様性かつしか戦略³」に基づき、区民や団体等との協働により、自然環境調査や環境学習等を通じて生物多様性を保全していく必要があります。
- 野生動物による生活環境の悪化や健康被害を防止するため、有害鳥獣の捕獲及び処分、カラスの巣の撤去等を行っています。
- 元々、国内には生息せず、人為的に他の地域から流入・定着した外来生物のうち、生態系の破壊や健康被害を生じさせる恐れがある生物を、引き続き駆除していく必要があります。

¹ 自然環境の保護と回復を図るため、葛飾区自然保護要綱に基づき、身近な自然を自然保護区域に指定している。現在、秋の七草の1つであるフジバカマが自生している水元さくら堤と、多くの生きものが生息している大場川の中州の2か所を指定

² 様々な生きものが、多様な環境の中で互いに関わり合って生きている状態

³ 生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な方針と戦略を定めたもの。平成24年11月策定

2 施策の方向性

- 区民や団体等との協働により自然環境の調査や保護に取り組むとともに、環境学習を充実させることで区内の生物多様性を保全していきます。
- 新たに侵入してくる外来種への対応を含め、外来種の調査・駆除などに取り組むとともに、絶滅の恐れがある希少な在来種を保護していきます。

3 計画事業

- 生物多様性の保全
- 外来種対策

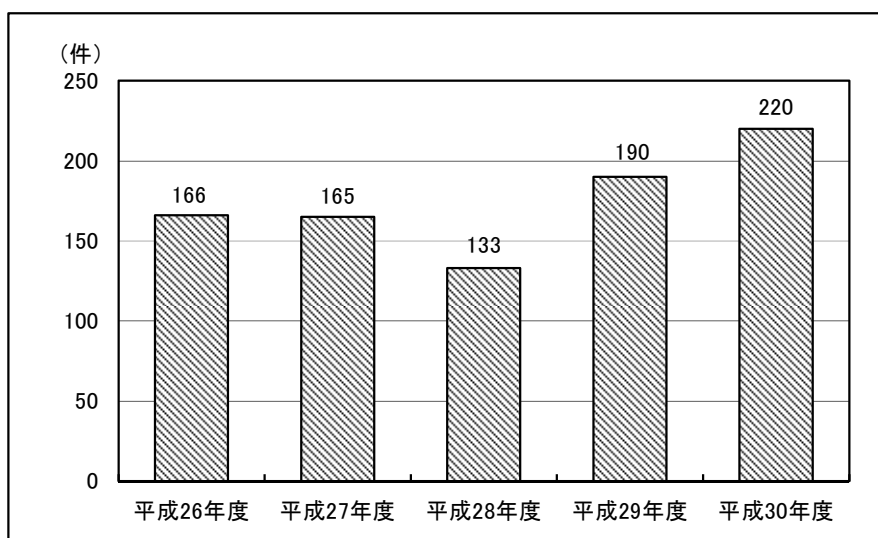
施策2 生活環境保全

良好な生活環境が保たれ、快適に住み続けられるようにします

1 施策を取り巻く現状と課題

- 現在、本区の大気質（Ox（光化学オキシダント）を除く。）、河川類型ごとの河川水質、交通騒音・振動（水戸街道の一部区間を除く。）は環境基準を満たしています。また、空間放射線量の定点測定の結果は、福島第一原子力発電所の事故発生前の新宿区内における測定値（毎時0.028～0.079マイクロシーベルト）とほぼ同じ水準まで低下しています。
- 本区では、東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」等関係法令に基づき、新規に工場や指定作業場を設置する場合の認可・認定等審査や、操業中の工場や指定作業場に起因する騒音・振動等の公害苦情における是正・指導を実施しています。
- 工場や指定作業場等の操業に伴う公害苦情件数は、近年減少傾向にあるものの、住宅の室外機の騒音や飲食店からの悪臭等の近隣公害や、建物の解体工事に伴う騒音・振動等の苦情が増加傾向にあることから、これらの公害・苦情の防止対策を強化する必要があります。
- 近年、人体に有害な影響を及ぼすアスベスト（石綿）建材を使用した建物の解体工事が増加していることから、国や都と連携し、アスベスト建材を使用した建物の解体工事への監視・指導を強化する必要があります。

図表 生活環境に関する苦情件数
出典：環境課資料（事務事業評価表）



2 施策の方向性

- 環境調査による監視を継続的に実施し、環境に悪影響が及ぶ事象が発生した場合には、関係機関と連携しその改善を図り、良好な生活環境及び快適に住み続けられる環境を確保します。
- 工場・指定作業場等の操業や、建物の解体、アスベストの除去工事等が、区民の生活環境に悪影響を与えないように、関係法令に基づき速やかに公害現象を確認するとともに、規制基準を守るように指導します。
- 引き続き、地区別に区内工場の実態調査、公害防止啓発活動を行います。また、区民が多く集まる各種イベント等を活用し、日常生活における飲食店、商店、一般家庭等に起因する近隣公害については、近隣関係におけるお互いの配慮が大切であることを広く区民に普及啓発することで、近隣公害を未然に防ぎ、地域住民の快適な生活環境を保持します。

3 計画事業

なし

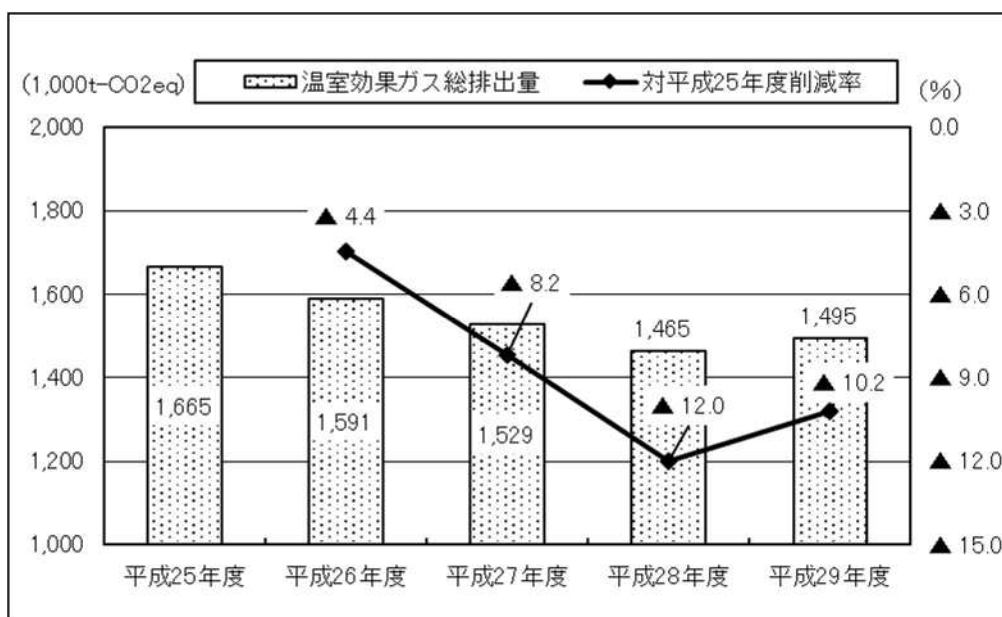
施策3 地球温暖化対策

省エネ行動や再生可能エネルギー利用を促進し、地球温暖化対策を進めます

1 施策を取り巻く現状と課題

- 近年、地球温暖化による気候変動の影響が深刻さを増しており、猛暑による熱中症患者の増加、豪雨による土砂災害や河川氾濫等の甚大な被害が発生しています。
- 本区では、葛飾区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき、区内の温室効果ガスの排出量を令和12（2030）年度までに対平成25（2013）年度比で28%削減する目標達成に向け、区民・事業者に対する省エネ改修・省エネ設備・再生可能エネルギーの利用促進のための助成事業や、区内小・中学生を対象にした環境学習等を実施しています。
- さらに、令和2（2020）年2月に、都内の市区町村に先がけ、「ゼロエミッションかつしか宣言」を行い、2050年までに温室効果ガスの実質排出量ゼロを目指すことを表明しました。
- 今後は、低炭素社会から脱炭素社会への転換に向けて、国や都と連携し、区民や事業者等と協働しながら更なる地球温暖化対策に取り組み、区内で排出される温室効果ガスを削減していく必要があります。

図表 区全域の温室効果ガスの基準年（平成25年）総排出量比
出典：特別区の温室効果ガス排出量（1990年度～2017年度）
オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」



2 施策の方向性

- 2050年度までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとするために、クリーンなエネルギーや省エネルギーを区民の生活に浸透させ、脱炭素社会の構築を目指します。
- 環境に関する技術革新の進展を注視しつつ助成制度の見直しを常に行い、区民や事業者を対象とした助成事業を充実させます。
- 次世代を担う子どもたちが大人になったとき、省エネ行動や再生可能エネルギーの利用に積極的に取り組めるよう、子ども向けの啓発を充実させます。
- 区内最大の事業者である区が、公共施設の改修や建替えを行う際に、率先して環境に配慮した技術等を積極的に導入します。
- 地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガスの排出量を抑制する取組（緩和策）に加え、気候変動の影響に対する取組（適応策）を同時に推進します。

3 計画事業

- 区民の省エネ行動の推進
- 事業者の環境経営推進
- 区的环境行動推進
- 気候変動に対する適応策の推進

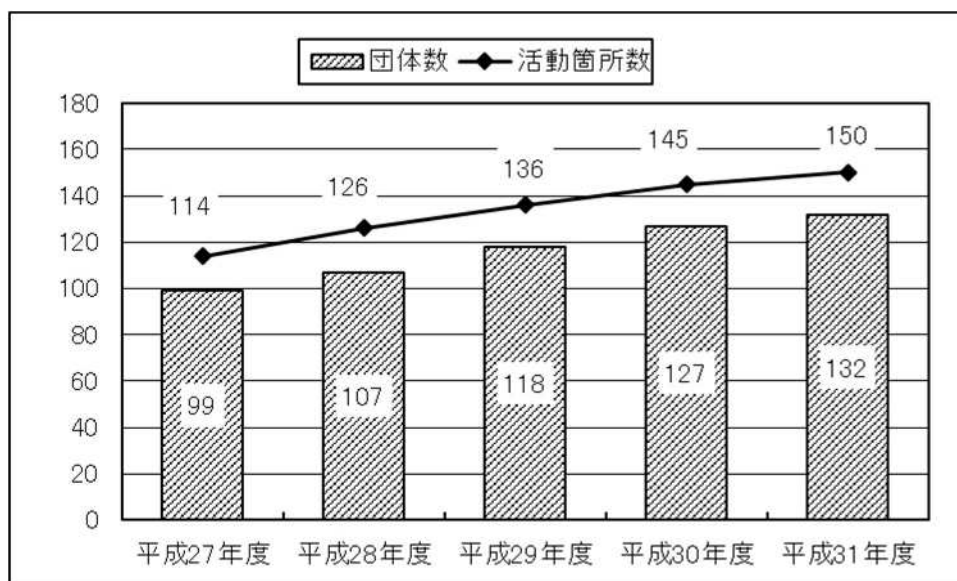
施策4 緑と花のまちづくり

緑と花でいっぱいの美しい都市環境をつくります

1 施策を取り巻く現状と課題

- 令和2年1月1日現在、区内では、150か所で132団体が花いっぱいまちづくりの活動に取り組んでおり、その数は、年々増加しています。
- かつしか花いっぱいのまちづくり推進協議会が考案した立体花壇「フラワーメリーゴーランド」や「フラワーキャンバス」は、区内外から高い評価を得て、多くの自治体や団体で導入が進んでいます。
- 花いっぱいのまちづくり活動をさらに推進するために、担い手の裾野を広げていくとともに、区民、団体、事業者、教育機関等、多様な主体との一層の連携・協働が必要です。
- 豊かな自然環境を保全し、良好な都市環境を構築するために、保存樹木・樹林の保全や緑化計画の届出、緑化の支援などによって、緑を増やしています。

図表 区内の花いっぱい活動に取り組む団体数及び活動箇所数（各年度1月1日時点）
出典：環境課資料



2 施策の方向性

- 花いっぱいのもちづくり活動の担い手の裾野を広げるために、団体への活動支援に加え、個人や家庭への支援を拡充していきます。
- 他の自治体と交流・連携することで、花いっぱいのもちづくりの更なる活性化に取り組みます。
- 引き続き、身近な緑の保全や緑化計画の届出、緑化に対する支援を行っていきます。

3 計画事業

- 緑と花のもちづくり事業

施策5 まちの美化推進

ごみのない、きれいで清潔なまちにします

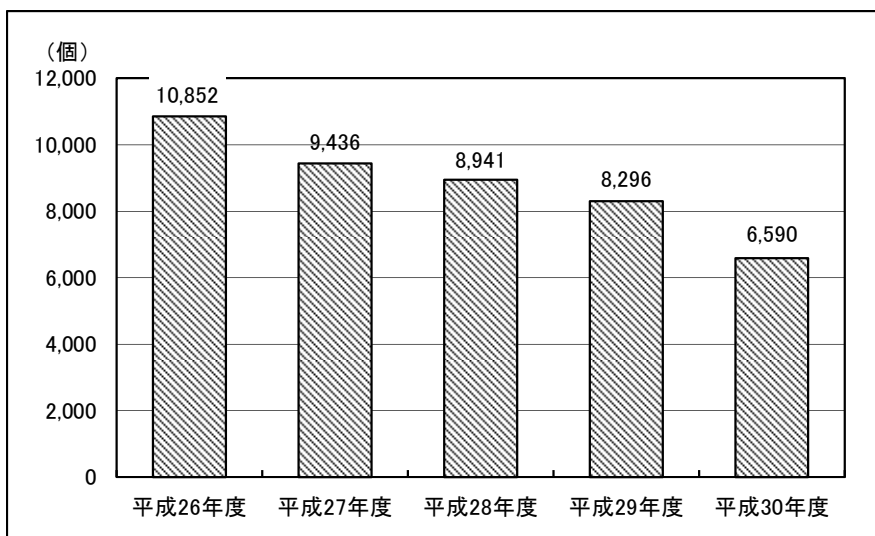
1 施策を取り巻く現状と課題

- 本区では、「葛飾区きれいで清潔なまちをつくる条例」に基づき、JR 4 駅や京成立石駅、お花茶屋駅、堀切菖蒲園駅の周辺道路や駅前広場、区が管理する公園・児童遊園を喫煙禁止区域に指定するとともに指定喫煙場所を設置し分煙化を図りました。
- 条例違反者に直接注意を呼び掛けるパトロールやキャンペーンの実施に加え、路面シールの貼付や京成バスの車内放送等による啓発を行ってきたことで、区域内での喫煙率が減少しました。今後も、歩きたばこや吸い殻のポイ捨てをなくし、たばこによる迷惑・危険行為を防止する取組を推進するとともに、ごみのない、きれいで清潔なまちを実現する必要があります。
- 区内では、地域の方々による花いっぱい活動が行われているほか、駅周辺の街づくりによる整備も進んでおり、まちの美化が一層進んでいくことが期待されています。今後は、自治町会単位での地域美化活動だけでなく、個人で地域美化活動に取り組んでいる方に対する支援の充実を図る必要があります。

図表 JR 3 駅におけるごみのポイ捨て数

出典：地域振興課資料（事務事業評価表）

注）ポイ捨て実態調査に基づく JR 3 駅においてポイ捨てされたたばこ、空き缶、空き瓶、ペットボトルの数



2 施策の方向性

- 区内のすべての駅周辺を喫煙禁止区域に指定し、パトロールの強化等により、喫煙ルールの徹底を図るとともに、効果的な啓発を工夫し実施します。
- 地域の美化活動を日常かつ面的に広げていくために、清掃に必要な消耗品等の購入支援や表彰制度の創設により、「自らのまちは自らがきれいに」という区民の主体的な美化活動を促進します。

3 計画事業

なし

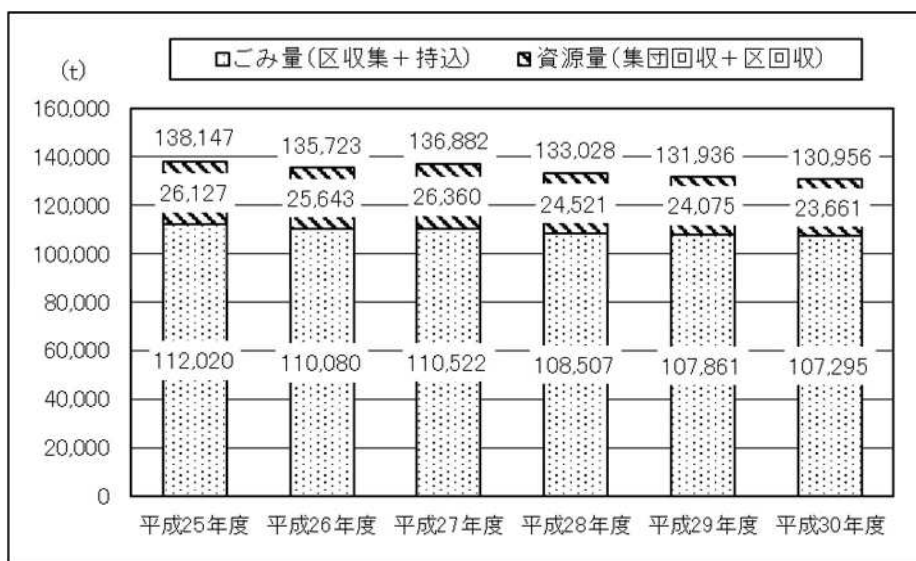
施策6 資源循環の促進

持続可能な資源循環型地域社会の形成を促進し、環境への負荷を軽減させます

1 施策を取り巻く現状と課題

- 近年、ごみと資源の年間総排出量は、人口が増加しても年々減少傾向にあり、事業系ごみの年間総排出量も減少傾向にあります。より一層、ごみ減量を進めていくためには、発生抑制を最優先とする普及啓発を行っていく必要があります。その中でも特に、燃やすごみの約4割を占めている生ごみの減量が課題であり、「食品ロス⁴」の削減に向けた取組を推進する必要があります。
- 「ごみ性状調査⁵」によると、燃やすごみ・燃やさないごみの中には依然として資源が混入している状況にあり、分別が徹底されていません。今後、一層、資源化を推進するとともに、通常の収集作業においても機会を捉えて区民や事業者に対して資源の分別などを積極的に周知する必要があります。
- 海洋プラスチック問題や化石資源への依存度を低減する必要性などが世界的にも課題となっており、生活に身近なプラスチックの一層の3Rを進めていく必要があります。
- 高齢化社会のさらなる進展や区内に住む外国人人口が増加傾向にあることなど、社会情勢の変化を踏まえ、日々のごみ出しに関する課題に対応していく必要があります。

図表 本区のごみ量・資源量の推移
出典：リサイクル清掃課資料



⁴ 食べ残しや賞味期限切れ等により本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食品のこと。

⁵ ごみの組成等の実態を把握することにより、一般廃棄物処理基本計画の見直しや推進に向けた基礎資料を得るため、数年に一度実施している調査。

2 施策の方向性

- さらなるごみ減量や3Rを推進するため、発生抑制を最優先とした分かりやすい情報提供、環境学習を充実させ、区民や事業者がさらに日常の暮らしや事業活動の中で資源循環や食品ロスの削減等を全体で取り組むよう促進し、本区らしいコミュニティを活かした持続可能なまちを目指します。
- 適正処理のさらなる推進をするため、排出指導や助言等を行い、廃棄物の中の資源物のリサイクルを推進することで、天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用をし、環境への負荷を低減させます。
- プラスチックごみの3Rや回収・適正処理をこれまで以上に徹底するために、資源循環型地域社会に向けて区が事業者として率先して取り組むとともに、区民や事業者ともにライフサイクル全体で徹底的な資源循環の推進を行います。
- 高齢化社会の進展や外国人住民の増加が予測されていることから、時代に適応した廃棄物収集体制の構築をするなど、社会構造の変化に応じた収集運搬システムの構築を進めます。

3 計画事業

- かつしかルール推進事業
- 資源循環による環境負荷の軽減促進

政策 13 産業

地域産業を活性化し、生活を豊かに楽しめるように します

1 政策目的

区内の優れた製品・技術を次世代へ継承しつつ、誰もが創業しやすい環境づくりや企業間の連携を図る体制を整備することで、国内外で活躍する優良企業が次々と生まれ、集まる、活力あるまちをつくりまします。

日頃から多くの人でにぎわう便利で魅力的な商店や、様々な機能を持つ都市農地などの本区の産業によって、生活を豊かに楽しめらるまちをつくりまします。

若者や高齢者、女性、外国人など誰もがそれぞれの個性や特性を活かしながら、生涯にわたっていきいきと働き、活動できるようにします。

2 施策の体系

政策 13 産業	
施策 1	産業の活性化
	【計画】葛飾ブランド創出支援事業
	【計画】東京理科大学との産学公連携推進事業
	【計画】伝統産業販路拡大支援事業
	【計画】創業支援事業
施策 2	経営支援
	【計画】公衆浴場ガス化支援事業
	【計画】事業承継事業
施策 3	都市農地の保全
	【計画】農地保全支援事業
施策 4	キャリアアップ・就労支援
	【計画】雇用・就業マッチング支援事業
	【計画】区内産業人材育成支援事業

このページは空白です

施策 1 産業の活性化

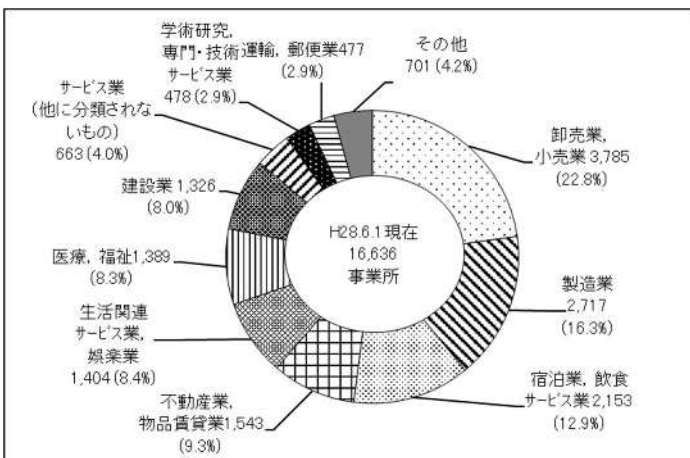
新たな技術や事業の創出を支援するとともに、区内産業の魅力幅広くアピールして、産業を活性化します

1 施策を取り巻く現状と課題

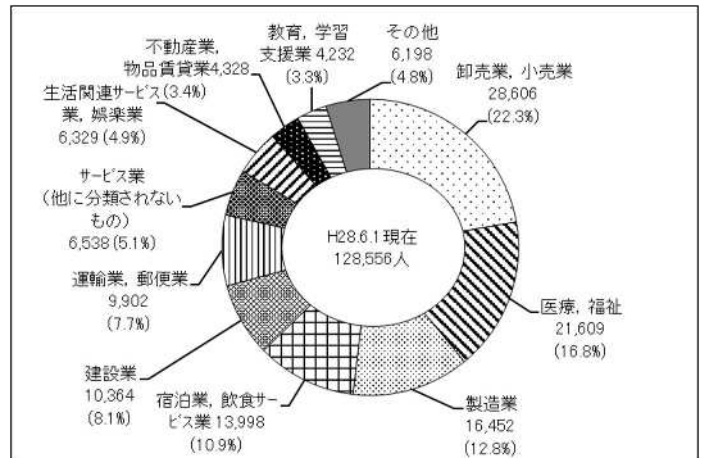
- 区内には、金属・プレス・スプリング・ゴム・プラスチックなど、多種多様で高い技術力を持った中小の製造業者が操業しています。区内製造業者が開発した優良製品・技術を区内外に情報発信するとともに、展示会への出展等によるPRを行い、販路拡大を図っていく必要があります。
- 区内には江戸時代・明治時代以来の伝統的な技を継承する職人がつくる伝統工芸品等があります。今後も、区内製造品や技術、伝統産業等のPR及び販路拡大への支援等を実施するとともに、企業や大学等との連携を進め、区内産業の活性化を図る必要があります。
- 区内で創業のノウハウを学べる環境を提供するため、「創業塾¹」を開催するとともに、創業時に低利で事業資金の融資を受けられる「創業支援融資」を斡旋し、資金調達面でも創業しやすい環境を提供しています。「創業塾」の受講者は、子育て世代の女性が他の年齢層と比べ低い状況にあります。
- 大型店の出店やWebを利用した通信販売などにより、商店街への客足が少なくなっており、商店街の活気も失われつつあります。商店街の安全・安心を確保しつつ景観を向上させることで、区民が利用しやすい環境づくりを進めていく必要があります。

図表 産業大分類別事業所数及び従業者数
(平成28年6月1日現在)
出典：総務省「経済センサス-活動調査」

【事業所数】



【従業者数】



¹ 区内で創業するために役立つ4つの知識（経営・財務・人材育成・販路開拓）を学べる講義とグループワークを行います。産業競争力強化法に基づく「特定創業支援等事業」として、国からの認定を受けて実施しているものです。

2 施策の方向性

- 区内企業の優れた製品・技術を国内外に向けて積極的にPRしていくために、葛飾ブランド「葛飾町工場物語」として認定するとともに商談を目的とする展示会等への出展支援を行います。また、伝統産業の振興を図るため、伝統工芸品のPR及び販路拡大を支援します。
- 区内外企業や大学及び業種を超えた中小企業間の交流の機会を充実させ、多様な連携を促進します。
- 関係支援機関と連携し、創業前から創業後の経営安定まで切れ目のない支援を推進するほか、女性の創業塾受講者数を増加させるため、託児サービスを導入し、区内でより創業しやすい環境を創出します。
- 「商店街チャレンジ戦略支援事業補助金」等により、商店街が自主的に実施するイベントや施設整備等に対し支援を行うとともに、葛飾区商店街連合会が発行する「かつしかプレミアム付き商品券」の費用の一部を補助することで、区民が商店街を訪れるきっかけをつくり、商店街の活性化を図ります。
- 商店街が新たにLED照明を導入するための費用だけでなく、維持管理に要する費用も支援することで、街の安全・安心を確保するとともに、街の景観を向上させ、区民が身近な商店街に足を運びやすい環境づくりを推進します。

3 計画事業

- 葛飾ブランド創出支援事業
- 東京理科大学との産学公連携推進事業
- 伝統産業販路拡大支援事業
- 創業支援事業

施策2 経営支援

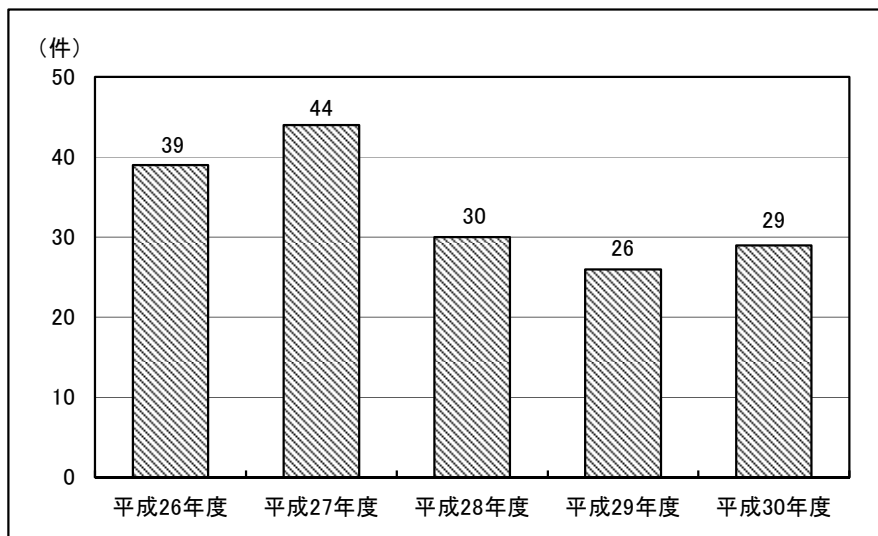
区内の事業所が安定的に経営できるようにします

1 施策を取り巻く現状と課題

- 近年、区内では、経営者の高齢化を背景に事業所数の減少が続いています。本区では事業承継支援事業²を実施しており、若手経営者や後継者向けの事業承継塾に対する需要が着実に高まっている状況です。
- 現在、事業承継を喫緊の課題として捉えている区内中小企業は未だ少ない状況で、円滑な事業承継が進まなければ、社長の平均引退年齢70歳に達する区内事業者が増加し、大量の廃業となるリスクが高まっています。
- 区内中小企業の積極的な設備投資を後押しし、経営の安定化を進めるため、毎年、時代に即応した融資メニューを創設するとともに、平成30年度から生産性向上特別措置法³に基づく「先端設備等導入計画」を区が認定しています。
- 区内の公衆浴場は、設備の老朽化などによる維持管理にかかる経費がかさんでいることから、費用負担などによる運営の圧迫が進んでいる状況です。

図表 区内倒産件数

出典：産業経済課資料（事務事業評価表）



² 事業承継相談をはじめ、事業承継セミナーや事業承継塾の開催、事業承継融資のあっせん等を平成29年度より実施

³ 国内産業の生産性を短期間に向上させるために必要な支援措置を講じることを目的に、平成30年6月施行

2 施策の方向性

- 早期の事業承継対策を進めるために、中小企業融資斡旋システムの登録情報から60歳以上の経営者を抽出し、当該事業所に特化した訪問相談を展開するとともに、実施体制の拡大を検討します。
- 税理士や金融機関等の専門機関と連携し、事業承継の各過程で適切な支援を行うとともに、若手経営者・後継者のニーズの高まりに応じた事業承継塾の事業拡大を検討します。
- 浴場経営者に対して、浴場施設のガス化のための費用や設備改善費等を支援することで、環境負荷の低減を図るとともに、経営の安定化を促進します。

3 計画事業

- 公衆浴場ガス化支援事業
- 事業承継事業

施策3 都市農地の保全

農地とふれあう環境づくりや農地所有者の支援を行い、都市農地の保全を図ります

1 施策を取り巻く現状と課題

- 近年、本区では、都市農地のPR冊子作成等を通じて、区民に都市農地の様々な機能を理解してもらうための啓発活動を行っています。また、体験農園やふれあいレクリエーション農園、農業オリエンテーリング等、区民が農地とふれ合う機会を提供する事業は、関心・人気も高く、参加希望者が年々増加しており、農業への理解を深める機会となっています。
- 平成27年に都市農業振興基本法⁴が制定されて以降、補助事業を積極的に利用し、経営拡大を希望する若手営農者も見受けられます。しかし、大半の営農者は後継者不足により、農地の維持が困難な傾向にあるほか、相続時に宅地へ転用される農地も一定程度存在します。

図表 農家数、農業従事者数及び農地面積（各年度8月1日現在）
出典：産業経済課資料（葛飾区の現況 令和元年度版）

	農家数		従事者数		農地面積	
	実数(戸)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(a)	増減率(%)
平成26年度	189	▲ 0.5	465	2.2	4,104	▲ 1.3
平成27年度	183	▲ 3.2	455	▲ 2.2	3,970	▲ 3.3
平成28年度	176	▲ 3.8	441	▲ 3.1	3,780	▲ 4.8
平成29年度	173	▲ 1.7	424	▲ 3.9	3,700	▲ 2.1
平成30年度	170	▲ 1.7	422	▲ 0.5	3,656	▲ 1.2

⁴ 都市農業（市街地及びその周辺の地域において行われる農業）の安定的な継続と、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境に形成に資することを目的に制定

2 施策の方向性

- 都市農地の機能と魅力を発信し、地域一体となって農地保全の機運が高まるよう、区民が農地とふれ合い、直接農地を感じられる事業により一層注力します。
- 区内外の関連機関と連携し、農地の所有者に対して農地保全に有効な制度の活用促進を図ります。
- 農地の所有者に向けて、都市部における農地の重要性と農地に対する期待を伝えるとともに、農地の維持に当たっての課題を抽出し、その解決に向けた支援に取り組みます。特に、生産緑地⁵所有者に対しては、特定生産緑地制度⁶の活用を積極的に後押しし、継続的な農地保全につなげます。

3 計画事業

- 農地保全支援事業

⁵ 市街化区域内にある農地等における緑地機能に着目し、公害又は災害の防止、緑と調和した生活環境の整備等に役立つ農地を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図るための都市計画の制度。平成29年の生産緑地法の改正により、生産緑地地区内への直売所や農家レストランなどの設置等も可能となった。また、都市計画運用指針の要件緩和により、葛飾区では生産緑地地区の指定下限値を500㎡から300㎡へ引き下げた。

⁶ 生産緑地所有者等の申請により生産緑地指定期間を10年延長する制度

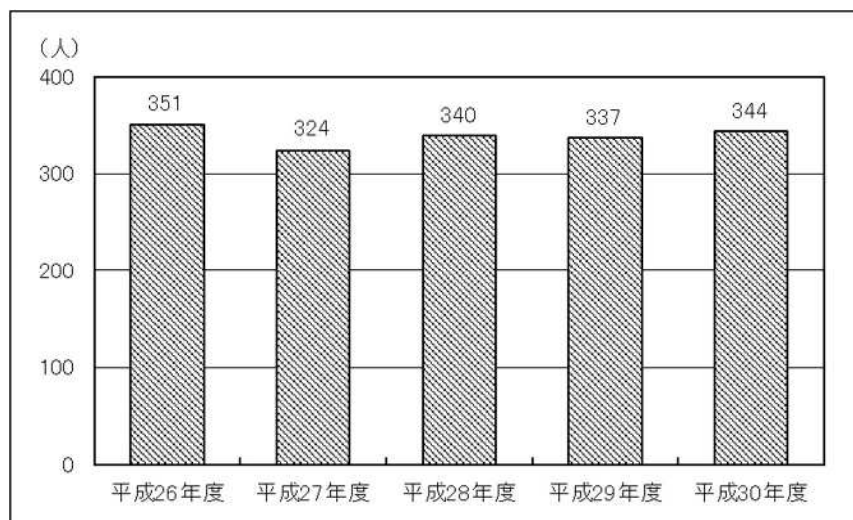
施策4 キャリアアップ・就労支援

区民のキャリアアップと就労を支援します

1 施策を取り巻く現状と課題

- 本区では、テクノプラザかつしか内に無料の職業紹介所「しごと発見プラザかつしか」を設置し、区民の就労と区内事業者の人材確保を支援しています。また、「雇用・就業マッチング支援事業」では、区内及び近隣の企業を訪問し、求人情報の収集や人材確保に関する相談を行っており、新規訪問件数及び求人数は、最近10年間で増加しています。
- 求職者に対して、就職相談、カウンセリング、セミナー等を実施し、個々の能力・適正・条件に応じた適切な職業紹介を行うことで、求職者の就職・再就職につなげています。特に、若者と企業の「雇用のミスマッチ」を防ぐ取組として、企業と若者の交流イベントや企業訪問イベント、学校訪問相談会等を実施しています。
- 企業に対する相談を継続し、今後も引き続き、求人数を確保するとともに、求職者に対する相談会、セミナー等の事業のPR方法や内容をより工夫し、参加者数の増加を促し、新規雇用や雇用定着につなげる必要があります。
- 多様な技術ニーズに対応できる人材の増加を図るため、中小企業が行う従業員の技術・技能・知識等の習得を目的とする人材育成事業を支援していく必要があります。

図表 雇用・就業マッチング支援事業で就職した就業者数
出典：産業経済課資料（事務事業評価表）



2 施策の方向性

- 自立就職が困難な女性や若者、高齢者などへの支援を継続し、あらゆる区民が各々の能力や適性等に応じた就職を実現するための事業を展開していくとともに、区内中小事業所の求人ニーズを的確に把握し、求職者の希望に沿った求人開拓が行えるよう支援します。
- 区内企業の人材育成を支援し、多様な技術ニーズに対応できる人材を増やすことで、区内産業の活性化につなげます。

3 計画事業

- 雇用・就業マッチング支援事業
- 区内産業人材育成支援事業

政策 14 観光・文化

まちの魅力を磨き上げ、発信し、にぎわいのあるまちに
します

1 政策目的

本区の有する観光資源を国内外に効果的に発信するとともに、本区の魅力を発掘し、磨き上げながら新たな観光資源を創出することで、多くの人を訪れ、地域産業全体がにぎわうようにします。

身近な地域で観る・聴く・参加することのできる文化・芸術活動を活発に展開するとともに、区民による主体的・創造的な文化・芸術活動が人と人とを結びつけ、葛飾らしさのある豊かな地域文化を育みます。

区内の文化財や地域の歴史的・文化的資源を保護し、活用する活動を広げながら、区民の本区の歴史や文化の理解を深めることで、ふるさと葛飾を愛する心を育み、心豊かに暮らせるようにします。

2 施策の体系

政策 14 観光・文化	
	施策 1 観光まちづくり
	【計画】 寅さん記念館・山田洋次ミュージアムのリニューアル
	【計画】 かつしか観光推進事業
	【計画】 観光資源づくり事業
	施策 2 観光イベント
	施策 3 文化・芸術の創造
	【計画】 文化芸術創造のまちかつしか推進事業
新規	【計画】 文化財の保存及び活用

このページは空白です

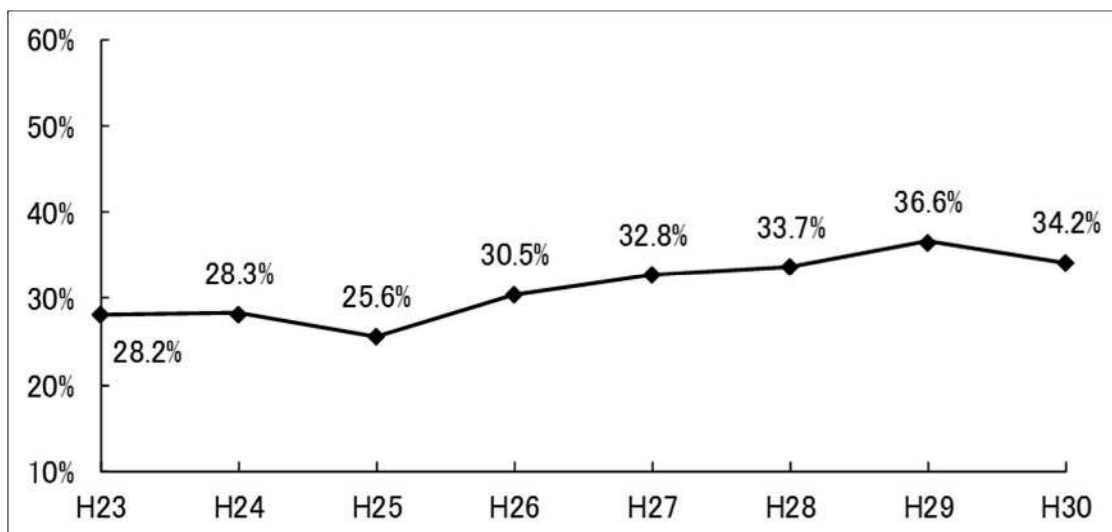
施策1 観光まちづくり

本区ならではの観光資源を活かしたにぎわいのあるまちにします

1 施策を取り巻く現状と課題

- 映画「男はつらいよ」、漫画「こちら葛飾区亀有公園前派出所」、「キャプテン翼」、「モンチッチ」、「リカちゃん」など、本区ゆかりのコンテンツを活用した観光事業や、様々な媒体・機会を活用した観光情報の発信が、知名度の向上と観光誘客につながっています。
- 「葛飾柴又の文化的景観」の国の重要文化的景観への選定により、歴史と文化に根差した柴又の持つ本来の魅力が付加され、国内外に向けたアピール効果が生まれています。
- 近年、区内の観光スポット等を国内外に向けて発信してきたことなどにより、外国人観光客が増加しつつあります。今後も外国人観光客数が増加していくことが期待されることから、外国人観光客の受入体制を強化する必要があります。
- 今後、来訪者の滞在時間の延長を図るとともに、各地域の魅力を区民とともに再発見し、新たな観光資源を掘り起こしていくことで区の魅力を高めていく必要があります。

図表 区内が観光により賑わいのあるまちになっていると思う区民の割合
出典：葛飾区政策・施策マーケティング調査



2 施策の方向性

- 更なる増加が見込まれる訪日外国人観光客をはじめ、国内外からより多くの来訪者を区内へ引き込むことができるよう、海外でも知名度の高い本区ゆかりのキャラクターや「葛飾柴又の文化的景観」などの歴史や文化、花菖蒲等の自然など、本区ならではの多彩な観光資源を発掘し、磨き上げ、その魅力を効果的に情報発信します。
- 来訪者が再び訪れたいくなるまちとなるよう、観光ガイドマップ等の観光情報や観光案内所の機能の充実を図るなど、国内外から訪れる観光客を丁寧におもてなしし、満足度を高めるための取組みを推進します。
- 区民とともに、新たな観光資源を掘り起こし、葛飾の魅力を高めていくことで、まちのにぎわいや、葛飾の魅力の再認識につなげ、区民であることへの誇りの醸成にも結びつくよう、歴史や文化、自然など葛飾の良さを大切にしながら、新たに創造し、未来につないでいく観光によるまちづくりを推進します。

3 計画事業

- 寅さん記念館・山田洋次ミュージアムのリニューアル
- かつしか観光推進事業
- 観光資源づくり事業

施策2 観光イベント

地域ならではのイベントにひかれ、多くの人でにぎわうようにします

1 施策を取り巻く現状と課題

- 近年、本区では「葛飾納涼花火大会」や「葛飾菖蒲まつり」などの歴史あるイベントに加え、「寅さんサミット」など本区ゆかりのコンテンツを活用した新たなイベントを著作権元企業等の協力を得ながら葛飾区観光協会や地元自治町会・商店会等との協働で開催しています。
- フィルムコミッション事業¹や区のシティプロモーションによって、これらのイベントがテレビや新聞等で取り上げられることで、区と協働でイベントを実施する各団体のやりがいや達成感を生むとともに、区民のまちに対する誇りや愛着の醸成にも寄与しています。
- 今後も、地域の魅力や特徴の再発見・発掘等により、本区ならではの特色あるイベントとして内容の充実を図っていく必要があります。
- イベントへの来場者の増加に伴い、ごみのポイ捨てや交通機関の混雑、文化・習慣の違いから生じる外国人観光客のマナー問題など、近隣住民の生活に影響が生じないよう、より安全・安心なイベント運営に取り組む必要があります。

¹ 区内の特徴ある施設や景観を活用し、映画やドラマなどのロケや撮影支援等を行うこと

2 施策の方向性

- 「葛飾納涼花火大会」や「葛飾菖蒲まつり」をはじめとする本区ならではのイベントを、より魅力あるものとしていくとともに、イベント開催時における警備体制や危機管理体制の強化、ごみの持ち帰りなどのマナー啓発、外国人観光客に向けた案内の充実等により、安全・安心なイベント運営を推進します。
- 亀有、金町、新小岩で実施しているイルミネーションや柴又で実施しているライトアップ等によるナイト観光など、新たな葛飾観光の魅力を発掘し、その充実を図っていきます。

3 計画事業

なし

施策3 文化・芸術の振興

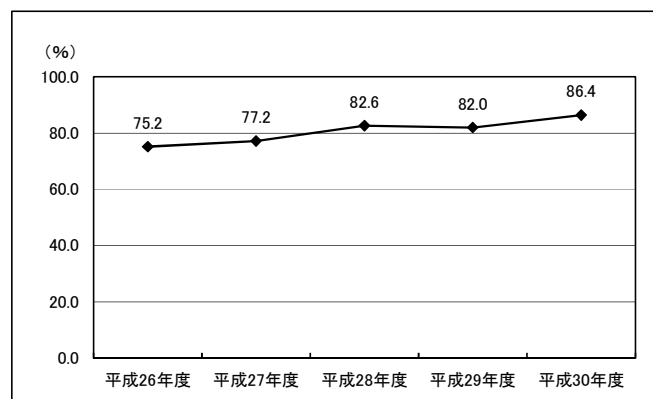
身近な地域で観る・聴く・参加することのできる文化・芸術活動を展開し、葛飾らしい地域文化を育みます

1 施策を取り巻く現状と課題

- 本区では、「かつしかシンフォニーヒルズ」と「かめありリリオホール」の2施設を拠点として、クラシック、演劇、演歌、ポップス・ジャズ、落語・演芸等の公演を年間70本以上開催しており、入場率は順調に推移しています。
- 公募型の文化芸術事業は、区内各地で開催される地域コンサートと文化施設内の公演や講座に限られており、より多くの区民が参加できる幅広い分野の文化芸術活動を区内各地で展開する必要があります。
- 文化芸術の将来を担う若い層のアーティストを育成するため、「かつしか若手アートコンペティション²」を実施していますが、対象分野が絵画に限定されていることやPR不足もあり、応募が低迷傾向にあります。
- 「かつしか文学賞³」の作品募集・脚本・舞台公演は、内容のレベルが回を重ねるごとに高まり、制作に関わる人々や観覧者の満足度は向上しているものの、区民の認知度が今一つ伸びない状況にあります。
- 区内には、地域に埋もれた歴史的・文化的資源が存在します。こうした資源を掘り起こし、後世に継承していくには、地域の方々の協力を得ながら調査を行い、適切な保存を行う必要があります。
- 文化財の保管・整理を適切に行うとともに、積極的に文化財の情報を発信し、新たな活用方法を検討する必要があります。また、博物館収蔵庫（温湿度調整可能）が限られていることから、寄贈・寄託の要望への対応を含め、文化財の収蔵のあり方について検討する必要があります。

図表 鑑賞事業の入場率

出典：文化国際課資料（施策別事務事業一覧表）



² 若手芸術家の発掘と育成・支援を目的に、区内で活動する若手の方々（中学生から39歳まで）を対象とする芸術作品の競技会

³ 「ふるさと葛飾」の魅力と新たな文化の発信を目的に平成22年度に創設。葛飾区を舞台としたオリジナル小説を募集し、入賞作品は作品集として出版。大賞作品は脚本化し、区民を中心とする公募キャスト等により、舞台公演を行う。

2 施策の方向性

- 今後も幅広い世代の区民が、観たい・聴きたいと思えるような音楽や演劇等の鑑賞事業を実施するとともに、参加型・体験型の文化芸術事業や地域から文化芸術を発信するアートイベントへの支援を行うなど、区民の参加意欲を高め、地域の文化芸術活動の活性化を図ります。
- 「かつしか若手アートコンペティション」の対象作品のジャンルを拡大するなど、より多くの若年層を取り込む工夫を凝らすことで、区民の文化芸術の将来を担う若い層のアーティストを育成します。
- 「かつしか文学賞」の大賞受賞作品の紹介や舞台化に向けての取組を情報紙ミルに掲載するなど、工夫を凝らし、同賞がより多くの区民にとって誇りとなるように努めます。
- 指定・登録までは至らないものの、後世に残すべき文化財について、「地域文化財」として認定する制度を創設し、文化財保護推進委員との協働により、地域に埋もれている文化財の保存・活用を検討します。
- 葛飾柴又の文化的景観の維持・継承及び国内外への魅力発信に取り組みます。また、区の指定・登録文化財が適切に保管・管理されているのかを調査し、それぞれの特性にあった保管方法を検討します。

3 計画事業

- 文化芸術創造のまちかつしか推進事業
- 文化財の保存及び活用

政策 15 地域活動

区民が主役となる、いきいきとした地域づくりを進めます

1 政策目的

あらゆる世代の区民が、それぞれの状況に応じて主体的に自治町会活動をはじめとする様々な地域活動に参加し、顔の見える関係をつくりながら地域の課題を解決していく、住みよいまちづくりを進めます。

2 施策の体系

政策 15 地域活動	
	施策 1 地域力の向上
	施策 2 地域活動の場の提供

このページは空白です

施策1 地域力の向上

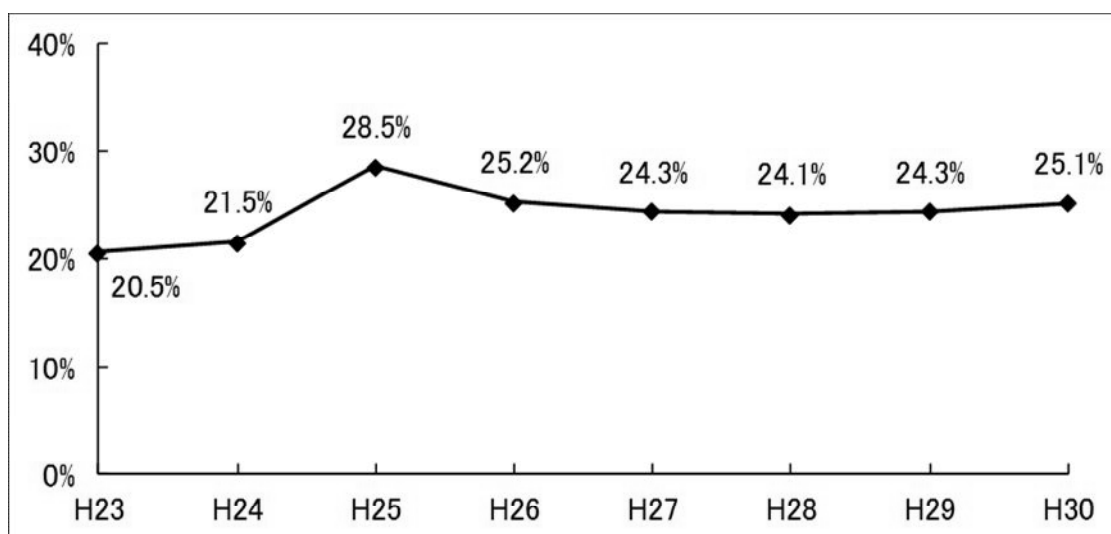
地域団体や地域貢献活動団体の活動が積極的に行われるようにします

1 施策を取り巻く現状と課題

- 自治町会活動のさらなる充実・発展のために、地区まつり助成や自治町会会館整備費助成等各種助成事業や、大学講師等の派遣、転入者等へのリーフレット配布などの支援を実施しており、今後も自治町会活動に対する支援を充実していく必要があります。
- 近年、集合住宅の居住者や外国人の増加による自治町会加入率の低下、自治町会活動の中心を担う町会役員の固定化・高齢化による町会活動の停滞などが危惧されており、自治町会への加入促進を行うとともに、幅広い年齢層や区内に住む外国人などが参加・協力しやすい体制づくりなどの対策を講じる必要があります。
- 地域活動団体のさらなる活性化を図るため、葛飾区社会福祉協議会において地域貢献サポート事業¹を実施しています。今後、安全・安心で住みよいまちづくりをさらに進めていくためには、自治町会等の地縁団体のみならず、地域で活躍する様々な分野の活動団体との協働を進め、地域課題の解決力を高める必要があります。

図表 最近1年間に自治町会やボランティアなどの地域活動に参加したことがある区民の割合

出典：葛飾区政策・施策マーケティング調査



¹ NPOやボランティア団体等の運営・組織づくりに関する一般相談や専門的な知識、ノウハウが必要な専門相談、ボランティア・NPO入門講座など、地域活動の総合的なサポートを行う事業

2 施策の方向性

- 自治町会への加入率を維持・向上させるため、集合住宅の居住者、転入者、外国人の加入促進を図ります。また、自治町会活動の継続が困難となる可能性がある場合は、隣接自治町会への編入や合併等の検討を促し、誰もが自治町会へ加入できるような体制を築きます。
- 持続可能な自治町会活動を促進するため、組織や活動の効率化・活性化、自治町会会館等活動拠点の整備、多様な年齢層が無理なく気軽に参加できる仕組みづくりなどについて助言・支援を行います。
- 外国人区民が自治町会の行事やイベントに参加し、地域活動の担い手として活躍できるよう支援することにより、地域社会の中で円滑なコミュニケーションを取りつつ共生できるようにします。
- 地域活動への支援を充実し、協働を推し進めるため、区と社会福祉協議会の連携充実を図り、自治町会等の地縁団体、地域活動団体、区、社会福祉協議会相互の情報共有とマッチングを進めます。また、個人単位でも活動に参加できる仕組みをつくります。

3 計画事業

なし

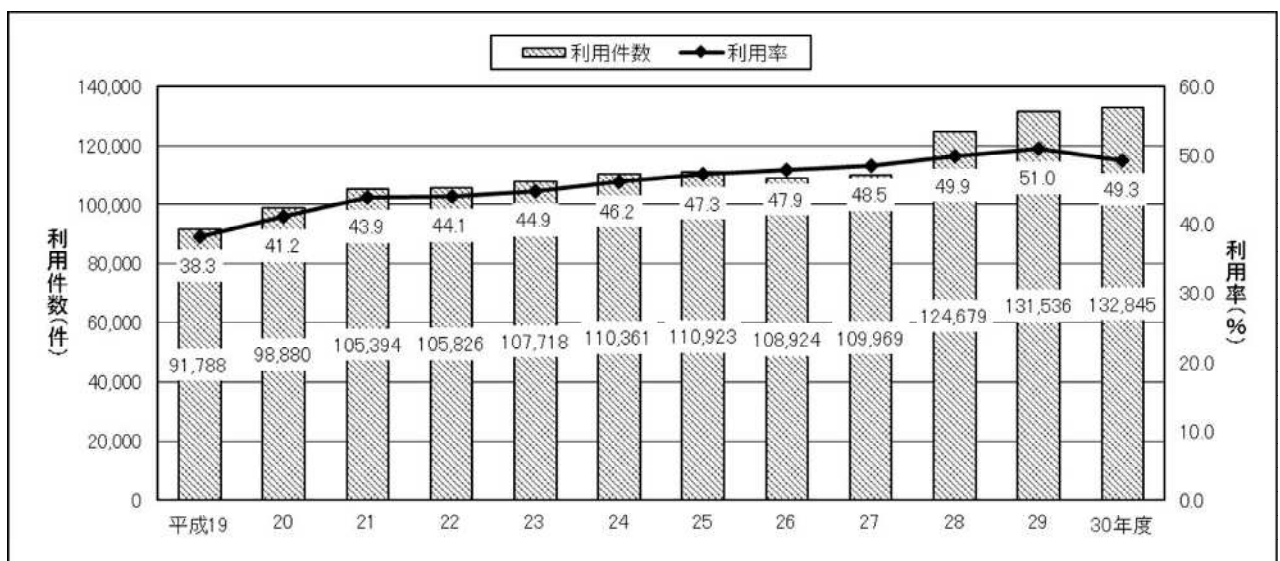
施策2 地域活動の場の提供

利用しやすい地域活動の場を提供します

1 施策を取り巻く現状と課題

- 地域コミュニティ施設について、利用者の声を聞きながら、老朽化した長机や音響設備等の備品類の修繕・更新や利用条件の緩和等により、利用者の利便性向上を図った結果、年間利用率が増加しています。
- 既存の地域コミュニティ施設の中には、築40年超となる施設や和室や和式トイレが中心の施設やエレベーターがないなど、利用者の利便性・快適性に関するニーズを満たしていない施設もあります。今後、計画的な改修等に取り組むとともに、公共施設等経営基本方針²に基づき、地域コミュニティ施設全体を十分に使い切るための対策を講じる必要があります。

図表 地域コミュニティ施設の利用件数
出典：地域振興課資料



² 公共施設を使いやすくきれいな状態で維持し、区民に最大限使っていただくための取組みの方針として、平成29年3月に策定

2 施策の方向性

- 施設を効果的・効率的に活用するため、近隣施設の更新や駅周辺地域の開発の機会を捉え、地域コミュニティ施設の集約・更新を進め、バリアフリー対応の施設として整備します。
- 公共施設等経営基本方針に基づき、使用法の把握・分析に加え、潜在層も含めた利用ニーズの把握などマーケティング調査を行い、必要な改修を行うとともに、利用区分や利用システム、使用料等の見直しを行い、利用者の利便性の向上と施設の利用率向上を図ります。

3 計画事業

なし

政策 1 人権・平和・多様性

人権や多様性が尊重され、全ての人々が共生できる 平和な社会を築きます

1 政策目的

- ・ あらゆる差別や偏見がなく、全ての人々の人権が尊重され、一人一人が持てる個性と能力を発揮して自分らしい人生を生きられるまちをつくりまます。
- ・ 誰もが互いの個性や違いを認め合い、共に支え合い生きる、多様性が尊重されるまちをつくりまます。また、それぞれの国の文化や習慣の違いを理解し合い、日本人にとっても外国人にとっても暮らしやすく、共に生きていくことのできるまちをつくりまます。
- ・ 世界平和や核兵器廃絶に向けた意識が高く、平和を尊ぶまちをつくりまます。
- ・ 一人一人が思いやりの心を持って主体的に行動するとともに、誰もが自由に移動し、活動し、参画し、自己選択・自己決定することができる、ユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちをつくりまます。
- ・ 友好都市等と様々な分野で住民同士の交流を深めながら、国際性豊かな、世界に開かれたまちをつくりまます。

2 施策の体系

政策 1 人権・平和・多様性		
	施策 1	人権・多様性
	新規	【計画】人権・多様性への理解促進事業
		【計画】仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）応援事業
		【計画】配偶者暴力防止事業
	施策 2	非核平和
	施策 3	ユニバーサルデザイン
		【計画】バリアフリー事業
		【計画】歩道勾配改善事業
	施策 4	多文化共生
		【計画】多文化共生社会の推進

このページは空白です

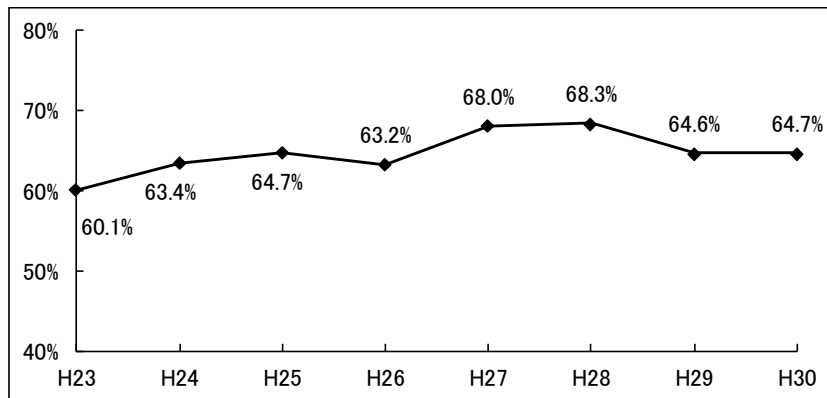
施策1 人権・多様性

人権や多様性が尊重され、全ての人自分らしく暮らせるまちをつくります

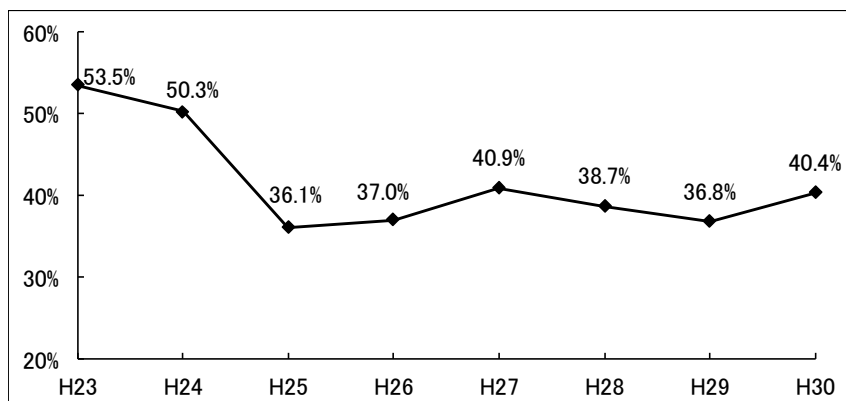
1 施策を取り巻く現状と課題

- 現在、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人等に対する差別や偏見、同和問題等をはじめとする様々な人権課題が存在しています。そのため、人権尊重理念が浸透した地域社会を構築していくことが求められています。
- 日常生活の中で差別があると感じていない区民の割合と比較して、男女の共同参画が進んでいると思う区民の割合は低い状況にあります。また、配偶者等からの暴力に関する相談件数は、増加しており、暴力防止の啓発や被害者支援の充実が求められています。
- 社会情勢の変化に伴い、インターネット上の人権侵害や様々なハラスメント、性自認や性的指向を理由とする差別や偏見、災害時の人権問題など、新たに顕在化している人権課題への対応が求められています。

図表 日常生活の中で差別があると感じる区民の割合
（「いいえ」の回答率）
出典：葛飾区政策・施策マーケティング調査



図表 男女の共同参画が進んでいると思う区民の割合
出典：葛飾区政策・施策マーケティング調査



2 施策の方向性

- 人権や多様性の尊重が、共生社会を支える基本的な理念であることを浸透させるため、意識啓発や人権教育を推進し、全ての人が自分らしく生きられるようにします。また、人権課題の具体的解決に向けては、当事者の声を受け止め、当事者に寄り添った対応を図ります。
- あらゆる場における男女の共同参画を推進するため、男女が互いの人格を尊重し合い、ともにその個性と能力を十分に発揮し、協力し合うことができる男女共同参画社会の実現に向けて全庁的な取組を推進します。また、配偶者等からの暴力について被害者への支援を行うとともに、暴力防止に向けた継続的な普及啓発を行います。
- 新たに顕在化している人権課題に対しても理解を深めるため、人権と多様性を尊重した正しい知識と理解が広がるよう積極的に普及啓発を進めます。

3 計画事業

- 人権・多様性への理解促進事業
- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）応援事業
- 配偶者暴力防止事業

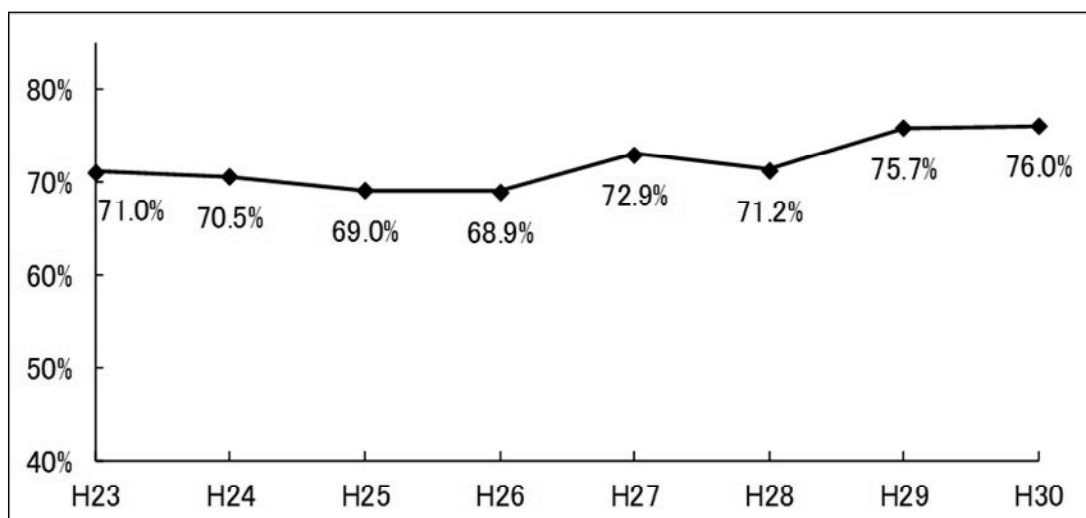
施策2 非核平和

世界平和を願い、核兵器廃絶を望むようにします

1 施策を取り巻く現状と課題

- 現在、非核平和に関心を示す区民は増加傾向にあります。「非核平和祈念のつどい」では、毎年、青戸周辺の保育園や小・中学校が参加し、多くの千羽鶴が寄せられています。
- 本区では、「葛飾原爆被爆者の会」の会員が小・中学校を訪問し、児童・生徒に体験を語る「被爆体験講話」を行うとともに、DVDを制作し、各学校及び図書館において貸出しや投影会を行っています。
- 近年、「葛飾原爆被爆者の会」の会員数が減少しています。広島市、長崎市が中心となる「平和首長会議」でも、被爆者の高齢化が懸念されており、今後、「被爆体験講話」や「非核平和祈念のつどい」が継続できなくなる恐れがあります。

図表 非核平和について関心がある区民の割合
出典：葛飾区政策・施策マーケティング調査



2 施策の方向性

- 非核平和を願う千羽鶴を製作する小・中学校を増やすほか、国内外の人と交流を持ち異なる文化や習慣などを相互に理解し合う機会づくりや世界情勢に関心を持てるような取組を行うなど、児童・生徒に対する啓発活動を継続的に実施し、児童・生徒が平和について考えられるようにします。
- 戦争犠牲者の冥福と世界の恒久平和の確立を祈念する取組として、「被爆体験講話」のDVDや、広島・長崎に関する資料の活用を図り、戦争についての貴重な記憶や体験を若い世代へ引き継ぐための啓発を続けます。
- 被爆者の体験や記憶が引き継がれるよう、その継承方法等について検討し、区民が様々な事業を通じて平和を考える機会を増やしていくようにします。また、「葛飾原爆被爆者の会」の活動を引き続き支援し、被爆者の体験や記憶の継承方法等について検討します。

3 計画事業

なし

施策3 ユニバーサルデザイン

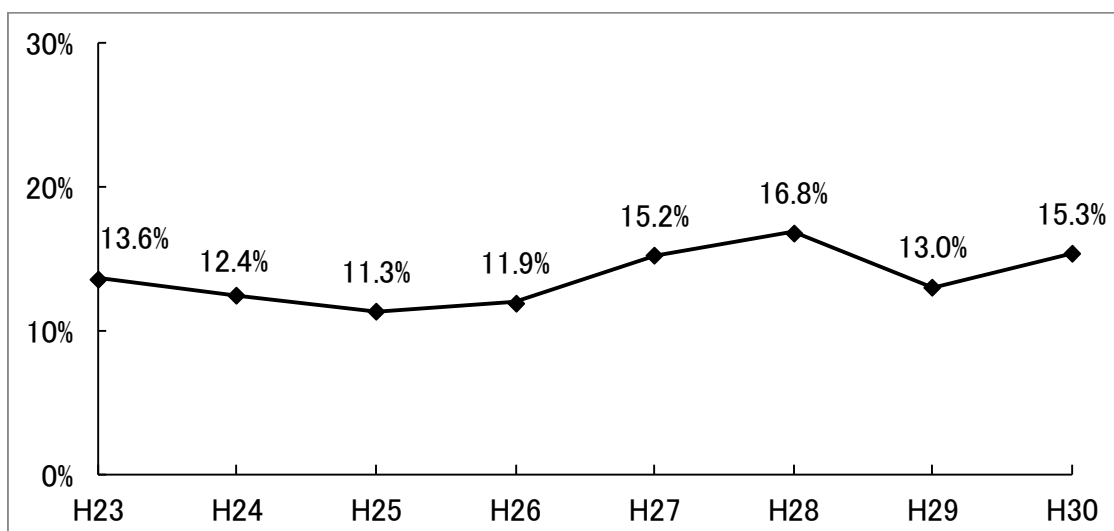
ユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちをつくります

1 施策を取り巻く現状と課題

- 本区では、「やさしい人づくり」や「誰もが安心して暮らせるまちづくり」、「分かりやすい情報・サービスづくり」の考え方を各施策に取り入れ、ユニバーサルデザイン¹のまちづくりを進めています。今後、本区の老年人口（65歳以上）や外国人区民の増加が見込まれる中、ユニバーサルデザインの考え方がますます重要になります。
- 道路や公園、公共施設では、新設や改修に合わせて移動や利用のしやすさ、安全の確保の視点からバリアフリー化を進めており、多くの方が利用する民間施設にも指導を行っています。特に、京成立石駅、金町駅、新小岩駅周辺では、街づくりに合わせて公共交通事業者、道路管理者、公安委員会等が一体となって重点的にバリアフリー化を実施しています。
- 近年、本区では公共サインの再構築を行い、令和元年度に区内12エリアでの公共サインの整備が完了しました。今後も盤面情報の更新等、適切な維持管理を行うとともに、外国人も含め誰にでもよりわかりやすい表示や多様な方法で情報提供を行うなど、サインの利便性を高めていく必要があります。

図表 区内でユニバーサルデザインが普及していると思う区民の割合

出典：葛飾区政策・施策マーケティング調査



¹ ある特定の人のためではなく、年齢・国籍・性別・身体的能力等の違いを越え、すべての人が暮らしやすいように、まちづくり・ものづくり・環境づくりを行っていかうとする考え方

2 施策の方向性

- 区が実施するあらゆる事業において、計画・検討の段階からユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、継続的な見直しを行うことで、誰もが安心して快適に暮らせるまちづくりを推進します。また、区民一人一人がそれぞれの人を抱える困難さをお互いに理解し、困った時には声を掛け合い、助け合える「心のバリアフリー」を進めます。
- 高齢な方や障害のある方など、全ての人の移動や施設利用の利便性、安全性の向上を図るため、障害者団体をはじめとする関係区民団体や事業者、国、東京都と協働して、鉄道駅周辺をはじめ、区内全域における一体的なバリアフリー化を推進します。
- 公共サインは、利用者にとってわかりやすい方法で情報を提供し、利便性の高いものとなるように、多言語化やピクトグラム²による表示を行うほか、ICTを活用した情報伝達を図るなど、利用者の目線に立った表示を行っていきます。

3 計画事業

- バリアフリー事業
- 歩道勾配改善事業

² 言葉によらない、目で見ただけで案内を可能とする案内用図記号のこと

施策4 多文化共生

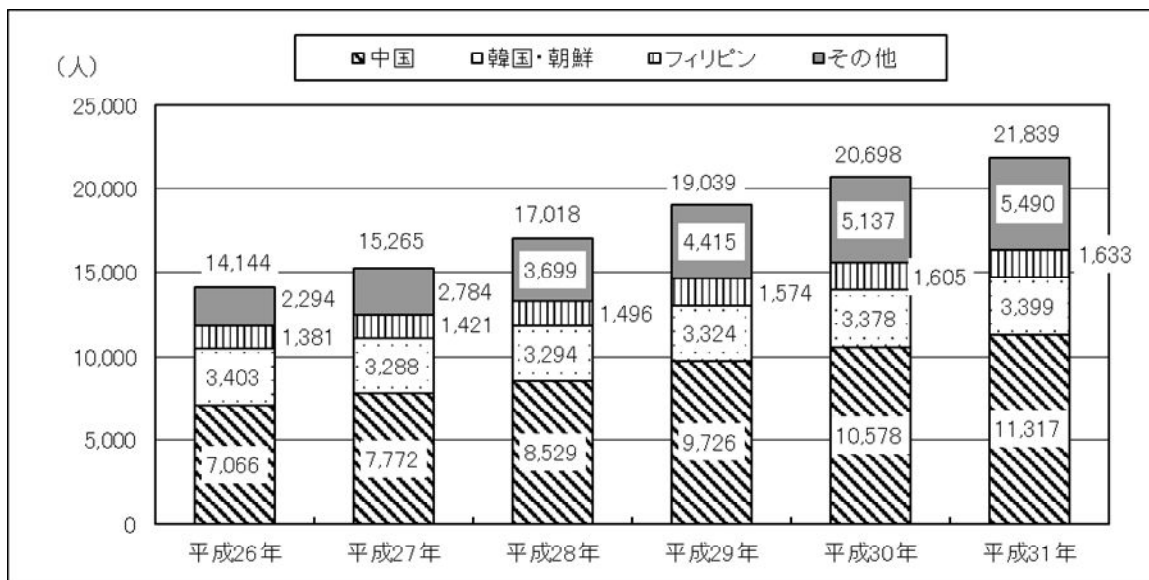
互いの国の文化や習慣を理解し、外国人区民、日本人区民が共生する国際性豊かな地域社会をつくります

1 施策を取り巻く現状と課題

- 本区の外国人区民は、令和2年4月現在、23,000人を超えています。転入手続に合わせて「外国人向け生活ガイドブック」を活用し、日常生活のルールや生活情報などを提供しています。今後も外国人区民の増加が予測される中、区の窓口等における接遇スキルを向上させるほか、ボランティア団体による日本語教室の活動支援や新たなボランティアの育成など日本語学習支援を進める必要があります。
- 外国人と日本人の文化・習慣に対する相互理解に向けて、国際交流まつりをはじめ、おもてなしボランティア講座、東京理科大学やオーストリア大使館と連携した事業等に取り組んでいます。一方、外国人区民が地域で生活する上で、生活習慣等の違いによるトラブルが懸念され、地域住民との円滑なコミュニケーションが課題となっています。
- 友好都市をはじめとする外国都市との交流では、北京市豊台区、ウィーン市フロリズドルフ区、ソウル特別市麻浦区、マレーシアのパナン州と友好訪問団の派遣・受入、青少年ホームステイの派遣・受入等を行っています。

図表 主要国籍別人数

出典：戸籍住民課資料（葛飾区の統計 平成30年及び令和元年刊行）



2 施策の方向性

- 行政手続きの多言語化ややさしい日本語対応、生活ガイドブック等を通じた生活に役立つ情報提供を行います。また、日本語ボランティアの育成・ボランティア団体への支援や日本語学習のサポート、転入に合わせた基本的な生活習慣の案内や外国人生活相談、行政書士による専門相談などの充実を図り、外国人にも暮らしやすい環境づくりを推進します。
- やさしい日本語の研修等を通じ、職員の意識付けと接遇スキルの向上を図るとともに、各課が連携して課題解決にあたる体制をつくります。
- 互いの生活習慣や文化を知る機会として、唄や踊り、食を通じた交流や日本文化を体験するとともに、区に登録している語学ボランティアの協力を得て、外国人と地域住民の交流を促進することで、円滑なコミュニケーションを図れるようにします。
- 友好都市等との交流事業により、住民相互の交流を深め、その交流の輪が次世代や地域へ広がるようにします。また、友好都市等の交流事業に関わった方々が、区と協働で国際交流事業や多文化共生の地域づくりの担い手となり活躍できるようにします。

3 計画事業

- 多文化共生社会の推進